

平成28年3月11日

◎池脇委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。 (9時59分開会)  
御報告いたします。

三石委員から、所用のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡がっております。

また、梶原委員から、所用のため少しおくれる旨の連絡がっております。

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

#### 〈新図書館整備課〉

◎池脇委員長 それでは、新図書館整備課の説明を求めます。

◎国則新図書館整備課長 まず、平成28年度当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

資料②の議案説明書当初予算の638ページをお願いします。

歳入の主なものにつきまして節の区分に沿って御説明をいたします。

分担金及び負担金の(2)新図書館整備費負担金は、新図書館等の整備に係る事務費や昨年6月に暫定稼働を開始しました県と高知市の新図書館情報システムに関連する経費などに関し、負担割合に応じて高知市から負担金として受け入れるものです。

次に、国庫支出金の(11)新図書館整備費補助金です。新図書館等複合施設、愛称オーテピアにつきましては、国の社会資本整備総合交付金の暮らし・にぎわい再生事業を活用し整備を行っておりますので、建築工事請負費や工事監理委託料に国の交付金を充当するものです。

次の(9)の新図書館整備費委託金ですが、来年度中国・四国地区図書館地区別研修が本県で開催される予定でありますことから、これに係る経費を国から委託金として受け入れるものです。

次の諸収入の(16)新図書館等整備受託事業収入は、建築工事や工事監理委託、新図書館情報システムの構築など、新図書館等の整備に関する高知市分を受託事業収入として受け入れるものです。

次の639ページをお開きください。

雑入の(9)新図書館整備課収入は、県立図書館の出版物の売り上げのほか、図書館利用者のコピー代や非常勤職員、臨時職員の労働保険料などです。

次の県債の(8)新図書館等整備事業債は、建築工事請負費や工事監理委託料に充当するものです。

次に、640ページをお願いします。

歳出につきまして、主な事業費の内容を御説明させていただきます。

右欄の説明欄をごらんください。

1の新図書館等整備事業費です。オーテピアの整備につきましては、免震装置問題に伴

い工期や開館時期の延長が生じております。今後の見通しなどにつきましては後ほど報告事項の中で御説明をさせていただきますが、免震装置の変更に係る手続きが終わり、免震装置の納入時期のめどが立ち、工事が再開できる見込みとなりましたので、施設整備に必要な予算を計上しております。

なお、工期の延長に伴いまして必要となる建築主体工事及び設備工事の工期延長などの契約変更に関しましては、改めて6月議会で契約議案を上程させていただき予定にしております。

まず、建築工事監理等委託料は、平成26年7月に契約した工事の監理に係るもののうち、平成28年度施工分に要する費用などです。次の新図書館情報システム等構築等委託料は、平成25年度から実施しておりますシステム構築に係る経費と昨年9月に県立図書館に導入しました自動貸出機の保守に要する経費で、ともに債務負担行為の現年度化によるものです。

641ページをお開きください。

上から3つ目の建築等工事請負費ですが、建築主体工事や電気、空調などの設備工事のうち、平成28年度分などを計上しております。次に、2つ下の事務費です。開館延長の期間を有効に活用するため、図書館専門家などで構成する検討委員会を立ち上げ、新図書館でのサービスのさらなる充実強化などのための検討を行っておりますが、これらに要する講師謝金や旅費などの経費のほか、現在当課の執務室がある庁舎の解体工事に伴い新しい事務室を借り上げるための経費などです。

次に、2の図書館管理運営費は、県立図書館の職員の人件費や庁舎の清掃、警備などに要する経費のほか、光熱水費などです。

なお、このうち図書館協議会委員報酬につきましては、後ほど条例その他議案で御説明をさせていただきます。

次に3の出版事業費は、県立図書館が行っております「土佐國群書類従拾遺」の第5巻の編集、刊行に要する経費です。

次に、4の図書館活動費です。次の642ページをお開きください。

一番上の図書館資料電子化等委託料は、新図書館ではデジタル化資料のホームページでの公開などを予定しておりますことから、県立図書館が所蔵する貴重な郷土資料をデジタルカメラで撮影するなどによりデジタル資料を整備しようとするものです。3つ目の図書館貸出業務負担金は、昨年6月から新図書館情報システムが暫定稼働したことに伴い必要となる県立図書館と市民図書館本館との間の書籍の配送などに要する経費のうち、県分を負担金として高知市に支払うものです。次の事務費は、図書資料の購入費や障害者サービスの充実のための対面音訳サービス事業、市町村立図書館などへの支援に係る経費のほか、データベースの拡充や図書館職員の研修に要する経費などです。

以上、新図書館整備課の平成28年度現年予算額は51億9,622万6,000円です。

続きまして、債務負担行為予算につきまして御説明します。

643ページをお開きください。

4件の債務負担行為を計上しております。1つ目の新図書館等整備事業費は、建築工事請負費や工事監理委託料、LAN配線設備に係る工事請負費、オーテピア5階の高知みらい科学館の展示品の制作及び設置などに係る委託料ですが、承認をいただいておりますものを、平成28年度以降の事業費を調整した上で改めて予算を計上させていただくものです。

次に、2つ目の新図書館情報システム等構築等委託料ですが、建築工事の延長に伴いシステムの暫定期間が延びますことから、これに係る経費を計上するものです。

3つ目の図書移転等委託料は、新図書館への図書資料の移転に係る経費で、これも工期の延長に伴いまして改めて予算を計上するものです。

4つ目の新図書館情報システムネットワーク機器整備等委託料は、新図書館情報システムに係るLAN配線設備の整備に必要な接続機器の設置及び保守などに係る経費ですが、平成29年3月ごろに契約を予定しておりますことから、新たに計上するものです。

以上が新図書館整備課の平成28年度当初予算の概要です。

続きまして、平成27年度2月補正につきまして御説明をさせていただきます。

資料④の議案説明資料補正予算の362ページをお願いします。

右の説明欄をごらんください。

1の新図書館等整備事業費ですが、21億37万4,000円の減額をお願いしております。このうち建築工事監理委託料と次のページの一番上の建築工事請負費の減額、さらに364ページの繰越明許費及び債務負担行為の変更と関連しますことから、あわせて御説明をさせていただきます。免震装置問題による工事の中止に伴い、当初予定していました金額まで今年度の出来高が上がらなかったため、今年度執行する予定であった事業費を年度間で調整することが必要となりました。このため、減額補正などを行うとともに、それ見合いの事業費を債務負担行為の増額変更と新たに明許繰越費を計上し、全体の事業費の増減はございませんが、年度間調整を行いたいと考えております。具体的には、今年度現年予算のうち未執行となった362ページの下から3つ目の建築工事監理委託料と次のページの建築工事請負費を合わせた約20億6,000万円と、議案書にはございませんが平成26年度から27年度に繰り越しをした不用見込み額の約3億4,000万円の2つを足し合わせました約24億円を既計上の債務負担行為約5億円と額を調整した上で、364ページ下の債務負担行為に約19億円余りを追加で計上します。加えまして、上段の繰越予定額の欄にあります。今年度未執行分の約25億円余りの工事請負費を繰越明許することにより事業費の年度間の調整を行うものです。

363ページにお戻りください。

その他の減額につきましては、高知市民図書館本館が4月から仮設で運営することなどによりセルフ式貸出機の導入台数を見直したことや工期延長に伴いシンボルマークの公募を中止したことなどによるものです。

予算の説明につきましては以上です。

続きまして、条例その他議案につきまして御説明をさせていただきます。

資料⑤の条例その他の152ページをお願いします。

今回の改正につきましては、高知県立図書館協議会条例で規定する図書館協議会の委員定数を5人から10人以内に変更しようとするものです。今回の条例の改正理由などにつきまして別冊の議案説明資料の新図書館整備課のインデックスのついた高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案の概要により御説明をさせていただきます。

現在の県立、市民図書館とともに、下の囲みにございますように、図書館法第14条に基づきまして図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館サービスへの意見を述べる機関としてそれぞれ図書館協議会を設置しております。

なお、県立図書館協議会につきましては年に2回、10月ごろと3月ごろに開催し、おおむね半期ごとの県立図書館の事業の執行状況の報告を初め、図書館運営のあり方や県立図書館の振興策、新図書館の整備状況などにつきまして審議をいただいております。

現在、新図書館の開館に向け図書館サービスのさらなる充実強化のための検討や新図書館サービス計画の作成、司書の専門性向上のための研修などに取り組んでおります。そうした中で、図書館協議会においても新図書館の運営やサービスなどに関する審議がこれまで以上に多くなりますことや、それぞれ別の協議会で審議いただくよりも一体的に審議することが望ましいと考えております。このため、両方の図書館協議会の委員として同じ方に委嘱し、また会議を同時に開催し、一体的に審議を行っていただくために今回の改正を行おうとするものです。

次に、改正の概要についてですが、現行の条例で定める委員定数は、県立図書館が5人、市民図書館が8人以内となっております。この定数を県・市の協議会ともに10人以内に改正しようとするものです。両協議会の委員は、県と高知市とで事前に十分に調整を行った上で同一の人をお願いすることにしてありますが、委員報酬は県の条例に基づき県が支給することになっているため、高知市は県と重複して報酬を支給しないよう条例に併給調整規定を設けることになっております。

なお、委員報酬につきましては、費用負担協定に基づき県が支給する委員報酬の2分の1の額を負担金として高知市から徴収することになっております。

また、図書館協議会の委員につきましては、下の囲みの中にありますように、図書館法施行規則第12条に任命基準がございますが、この任命基準や新図書館でのサービスの充実

などにつなげていくため、委員に求める役割などを県と高知市で慎重に検討しました結果、学校教育、社会教育、家庭教育の各分野から2名と、学識経験者は大学教授2人、障害者団体の代表のほか、新図書館で新たに実施する課題解決支援サービスにかかわる専門機関の方で4名、計10名の委員にお願いしたいと考えております。

最後に、施行日につきましては、現在の委員の任期が平成28年4月30日までとなっておりますので、次の委員の改選の時期に合わせて平成28年5月1日としております。

なお、高知市の委員の任期は6月30日までですので、高知市は施行日が7月1日からとなりますが、新しい委員の任期は県と市で調整し平成30年4月30日を任期とすることにしております。

予算及び条例その他議案に関する私からの説明は以上です。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 東洋ゴムの問題等々で新図書館の当初のスケジュールが大幅におくれている中で、国の総合交付金8億1,000円は高知市も同じ額が入るんですか。

◎国則新図書館整備課長 基本的には実質の負担割合は蔵書の割合に応じてということになりますので、10対7という事業費がございます。それに基づきまして県、高知市も国の交付金を充当するようになっております。

◎上田（周）委員 この流れで4月から再開されて平成30年の夏ごろ開館できますというスケジュールですよね。事業費はこれ以上変更がないですか。

◎国則新図書館整備課長 現契約でいいますと、去年、当初予算でお願いしておりましたつり天井の分が乗ってきます。それと、やっている中で若干の費用の変更はあるかもしれませんが、現在のところはトータルのイニシャルコストとしまして147億円ですが、今回工期が延びることによりまして、それに伴う追加費用等が生じますが、その経費につきましては、事業者が直接東洋ゴムに補償を求めまして行いますので、東洋ゴム問題に伴う直接工事費とかに係る部分の増加はございません。

◎上田（周）委員 工事が中断して、地元でもいつ開館ですかとかそういう話も承ります。今イニシャルコストが147億円という話があったけれど、固まったときに、やはり委員会へ事業費と財源をきちんと資料を求めたいと思いますが。

◎国則新図書館整備課長 その事業費につきましては改めて整理をさせていただきまして報告をさせていただきたいと思っております。

◎石井委員 平成28年度歳出の中で、東洋ゴム問題の関係で遅延して、県から東洋ゴムに請求していく遅延に基づく歳出があるのかどうかを教えてください。

◎国則新図書館整備課長 先ほど申しましたように既に契約している工事につきましては事業者から東洋ゴムに直接求めてまいりますので県の予算には直接かかわってきませんが、まだ未契約のものにつきましては当初予定したものと、延期になったことによりまし

て、例えば単価アップだとかございますので、当初予算の中に一部入っているものもございいますが、そういったものにつきましては工期が確定してきちんと額の精査ができた段階で改めてその事業者にかかった分も含めましてトータルで整理をして御報告をさせていただきたいと考えております。

◎石井委員 あと工事現場に、タワークレーンとかがありますよね。ああいうものは業者から東洋ゴムに請求されるということによろしいのか。

◎国則新図書館整備課長 そういった経費につきましては、事業者から直接東洋ゴムに補償を求めていくことになります。

◎石井委員 いろいろ県のほうで遅延に関してかかった経費は、平成28年度から年度末ごとに精査して請求していくという形によろしいのか。

◎国則新図書館整備課長 今考えておりますのは、最終的に金額が確定してトータルの金額を決定しまして、それに基づきまして議会で事前に承認をいただいて、それから東洋ゴムに正式に求めていきたいと思っております。その額につきましては当然弁護士と十分に相談をしながらやっていきたいと思っております。

◎石井委員 最後に、業者と東洋ゴムとのランニングコスト的な請求とか、そういったことに関しては、県は一切中に入ったり、これが妥当かどうかということを見ていくことはするんですか、しないんですか。

◎国則新図書館整備課長 昨年8月以降、県のかかわるのが主に図書館情報システムの構築期間が伸びたとか、直接的な工事によるものではなく間接的なものが多かったわけですが、まず直接的な工事にかかわるものの補償問題がちゃんとしないと工事の再開に向けてめどが立たないと事業者から話もいただいておりますので、そちらにつきましては、東洋ゴムとの協議の場に一緒に立ち会いまして、話は進めてまいりました。

◎石井委員 東洋ゴムとは、どういうふうな話し合いの中で誠意を持って対応してもらっているのか直接はわかりませんが、しっかりとした対応を求めておきたいと思えます。

◎池脇委員長 今までは県立図書館と市民図書館それぞれに条例で図書館協議会がつけられているわけですね。現実には新図書館にあっても県立図書館と市民図書館、2人の館長を置いて2館が存在をしている。今回、県と市で協議会のメンバーを決めるということで、県市で条例ができるわけですが、先ほどの説明によると同じ内容で、しかも委員も同一の委員をお互いが認めるといふふうに理解をしたんですけれども、それによろしいですか。

◎国則新図書館整備課長 委員は、事前に話し合いをしまして同じ方をお願いすることになります。ただ、審議で諮るものにつきましては、新図書館の運営に関することと、県立図書館のみの、例えば市町村支援とか県全体に係る支援の問題もあります。それから市の

独自の内容もございますので、一つの協議会の中で時間を区切って行うように、ここは県立の部分、ここは市民の部分ということになるかと思っております。

◎池脇委員長 県市でそれぞれの協議会の条例の制定はできると。そのメンバーが同一であることは、法的には問題はないですか。

◎国則新図書館整備課長 法的には問題はありません。結果的には兼ねる形にはなりません。法務課などに確認はしております。

◎池脇委員長 先ほどの説明ですと、協議の内容によって県立図書館の内容のときには立ち会いは県の関係者が立ち会う。市民図書館の内容のときには立ち会いは市の関係者が立ち会ってそれぞれ協議会を開くというイメージでよろしいでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 そうです。一つの図書館になりますので、県が市の業務を一切知らなくてもいい、それから、その逆のことにはならないと思います。お互いに情報を共有しながらよりよい一つの図書館ということでやっていきたいと思っております。

◎池脇委員長 協議会そのものが今まで図書館法ではきちんと規定をされて条例化されるんですけども、実質的に協議会の意見が県や市の行政の部分で、特に財源が伴うような御意見が出た場合に聞き流しされる、これは全国的な傾向だろうと思うんですけども、形骸化している状況があるわけですけども、今回のこの協議会に対しては、県としても、市も含めますけれども、どういう姿勢でこの協議会の意見を聞かれるか、その姿勢についてはいかがですか。

◎国則新図書館整備課長 県立、市民図書館それぞれ違いがございますので、その辺をきっちり確認をしていただく機関ということで、そういったチェックをしていただく方を今後お願いしたいと思っておりますし、今後は事業面のこともなにかもより幅広く意見をいただくように、図書館側もそういった積極的な説明をしていきたいと思っております。

◎池脇委員長 委員の皆さんはきちんとした御意見を出していただけると思うんです。それを受ける県、市の行政がきちんとその御意見を受けて、予算が要ることであれば予算をつけるとかという姿勢、体制ができてなければ、県は例えばやりますと、市はどうもそれは聞き流しに終わりますという現象が起こる可能性がありますんで、そのあたりの行政側の意思統一と姿勢をお聞きしたんです。

◎国則新図書館整備課長 その辺はきちんとできるように県と市の間で十分調整をしていきたいと思っております。

◎池脇委員長 次に、館長が2人できますけれども、館長の館内での権限についてはどういう状況で対応されるか、話し合いは進んでおりますか。

◎国則新図書館整備課長 そちらも協議がおくれておりますので、館長にこういった機能を持たせるのかにつきましても早急に検討していきたいと思っております。

◎池脇委員長 次に、図書館のサービスの振興計画等もこれからということですけども

も、県立図書館と市民図書館それぞれ役割が違うわけですが、そのあたりの整合性、一本化して新図書館の振興計画を立てるのでしょうか。それとも県市別々で立てられるのか。

◎国則新図書館整備課長 新しい図書館は県市が一体的に行う部分と、県、それから市民図書館がそれぞれ行う部分がございます。それがトータルで入ったサービス計画をつくる予定にしております。

◎池脇委員長 その際に、県市が合同で協議をしてくられますか。それとも別々で協議をしたものを持ち合わせて、そこで整合性をとるというやり方になるのでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 つくったものを司書が十分に理解した、自分でつくったものでないといけないと思いますので、現在、県立、それから市民図書館の司書のほうでサービス計画に盛り込む内容について作業を行っております。それを持ち寄ってそれぞれ県市で十分協議、議論をした上で作成をしております。

◎池脇委員長 今までサービス検討委員会でしっかり大所高所から学習をされていていよいよこれから内容を煮詰めていく段階に入ってきていると思いますので、期待はしておりますので、しっかり進めていただきたいと思います。

質疑を終わります。

#### 〈文化財課〉

◎池脇委員長 次に、文化財課の説明を求めます。

◎彼末文化財課長 文化財課の平成28年度当初予算案及び27年度補正予算案について御説明します。

資料②議案説明書当初予算の644ページをお願いします。

平成28年度当初予算の歳入です。主なものについて御説明します。

中ほどの国庫補助金ですが、文化財の保存整備や調査等の事業に対しての文化庁からの補助金です。500万円程度の増となっておりますが、これは高知県で開催を予定しております第58回中国・四国ブロック民俗芸能大会に要する事業費の増などによるものです。

一番下の受託事業収入ですが、国直轄の公共事業等に伴って必要な埋蔵文化財の発掘調査を国土交通省から受託することに伴うものです。南国芸芸道路で発掘調査した出土品の整理作業及び南国芸芸道路で発掘調査に要する経費です。先日開通しました高知西バイパスの整理作業が完了しますことから、5,900万円程度の減となっております。

645ページをお願いします。

教育債ですが、高知公園駐車場トイレ新築工事に起債を充当するものです。

646ページの歳出です。

目5の文化財費ですが、高知城内展示更新事業や高知公園駐車場トイレ新築工事に要する事業費の増などによりまして約2,400万円の増となっております。



1の高知城保存管理費は、高知公園の管理運営や重要文化財並びに国指定史跡として適切に保存整備を行っていくための経費です。

まず、調査委託料は、高知城天守などの重要文化財建造物の調査を行い、文化財的価値を高めるとともに、高知城の国宝指定に向けての検討に必要な資料の整理を行おうとするものです。具体的には、高知城では、天守を初め全ての建造物が昭和25年ごろから順次解体修理されており、修理時には文化庁の指導のもと調査が行われ、その概要は修理報告書にまとめられておりますが、高知城内に残されておりました昭和の解体修理で作成されました実測図や工事記録写真などの資料をもとに、専門家の助言をいただきながら構造や建築技法について再調査を行い、修理報告書だけではわからない情報の確認を行っていくとするものです。

次に、高知公園管理運営委託料は、高知城を含む高知公園全体の管理運営業務を指定管理業者を指定して行うための委託料です。指定管理者は、平成25年度から29年度までの5年間、入交グループ高知公園管理組合を指定しております。

次の高知城保存整備等事業委託料と647ページの高知城保存整備工事請負費ですが、平成29年春開館予定の高知城歴史博物館の開館に合わせ、展示内容の更新や駐車場横トイレの整備、景観改善のための樹木の伐採などを計画しております。また、平成24年度から平成28年度までの5カ年で追手門の北側の石垣の解体修理工事を引き続き実施します。

647ページ、2の文化財管理調査事業費です。これは、文化財の新たな指定や解除、これまでに指定されております文化財を保護、活用するための調査や市町村保存団体等に対する助成等に要する経費です。また、本年度は、第58回の中四国ブロック民俗芸能大会が本県で開催予定になっておりますので、その経費も計上しております。

6行目にあります調査委託料は、毎年継続して行っております特別天然記念物のニホンカモシカの生息状況や生息環境についての調査に要する経費です。

民俗芸能大会舞台演出等委託料は民俗芸能大会に係る委託料です。

2つ下の9行目の文化財保存事業費補助金は、国、県の指定文化財である建物などの保存修理や地域の民俗芸能などの活動を支援するために補助を行うものです。

3埋蔵文化財発掘調査事業費は、国土交通省から委託を受けて行います国直轄の公共事業等に伴って必要な埋蔵文化財の発掘調査や、今後発掘調査が見込まれている箇所を試掘調査、また埋蔵文化財包蔵地の管理等に要する経費です。

2行目にございます調査委託料ですが、国から委託を受けた発掘調査業務を公益財団法人高知県文化財団に委託して行うものです。平成28年度は東部自動車道の発掘調査や調査結果の整理や取りまとめ作業を行う予定をしております。

3行目の一番下にありますが遺跡情報公開システム運用保守委託料は、平成26年度から埋蔵文化財包蔵地などの埋蔵文化財関連情報を当課のホームページ上で公開しています

が、この運用保守に係る委託料です。

648ページをお願いします。

4の埋蔵文化財センター管理運営費は、県立埋蔵文化財センターの管理運営などを行うものです。

1行目の管理運営委託料は、県立埋蔵文化財センターの管理運営につきまして、公益財団法人高知県文化財団を指定管理者として行い、これまでに発掘した埋蔵文化財の保存や展示、また児童生徒を対象とした考古学教室の開催など、埋蔵文化財に関する広報、普及活動を行うものです。

改修工事監理委託料及び改修工事請負費は、埋蔵文化財センターにございます天井を補強するためのものです。

5土地取得事業特別会計繰出金ですが、平成19年度に特別会計で史跡用地、高知城西堀史跡を県債を財源として取得しましたが、これの平成28年度の償還費の財源のうち、一般財源分について特別会計に繰り出すものです。

続きまして、土地取得事業特別会計、772ページをお願いします。

左の史跡等用地取得事業費ですが、平成19年度に借り入れた県債の平成28年度分の元利償還金です。平成19年度に高知城西側の民有地を史跡高知城跡の一部とするための史跡用地として国庫補助の採択を受けて購入しましたが、この際の補助の条件に沿って県債を財源に用地を先行取得し、毎年度国庫補助金と補助残に対する一般会計からの繰入金等を合わせて償還を行っているものです。

ちなみに、借入金は5億6,900万円で、償還期間は平成20年度から29年度までの10年間です。

次に、平成27年度補正予算に移りたいと思います。

資料④の議案説明書補正予算366ページをお願いします。

1の高知城保存管理費の高知城保存整備等事業委託料と高知城保存整備工事請負費ですが、施工方法などの計画調整に日時を要したため予算の減額をお願いするものです。

2の文化財管理調査事業費は、文化財を保存活用するため、文化財の所有者、市町村等が行う文化財保存事業に要する経費に対しまして補助を行う文化財保存事業費補助金について予算の減額をお願いするものです。特別天然記念物オナガドリの保存、増殖施設整備につきまして、用地の確保ができなかったため整備が中止となったものです。

3の埋蔵文化財発掘調査事業費ですが、調査委託料は国土交通省から委託を受けた国直轄の公共事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査業務を公益財団法人高知県文化財団に委託をして行っておりますが、南国安芸道路建設工事に伴う発掘調査につきまして、国の予算が想定した予算額より少なかったため減額をお願いするものです。

4の埋蔵文化財センター管理運営費ですが、管理運営委託料は、県立埋蔵文化財センタ

一の管理運営につきまして公益財団法人高知県文化財団を指定管理者として行っているものですが、清掃業務の入札減により見込みを下回ったこと等により委託料を減額するものです。

368ページをお願いします。繰越明許費です。

高知城保存管理費は、高知城堀の揚水施設改修工事につきまして、揚水施設の故障した原因調査や新たな施設の能力検討の調整に日時を要したことなどのため平成27年度中に完了できず繰り越しをお願いするものです。

最後に、債務負担行為について御説明します。

高知公園管理運営委託料は、高知城を含む高知公園全体の管理運営業務を入交グループ高知公園管理組合を指定管理者として平成25年度から平成29年度まで委託しておりますが、現在工事を行っております北曲輪、内堀跡西側地区が4月から供用開始になりますことから、債務負担行為の支出予定額の201万4,000円増額をお願いし、適正な維持管理に努めようとするものです。

以上で文化財課の説明を終わらせていただきます。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎中根委員 御説明の中にオナガドリの件が出てきましたけれど、オナガドリが今一体どうになっているのかと思うことがありまして、今後の育成のためのブレーキになっているようなことが起こっているのかどうか、わかる範囲で教えてください。

◎彼末文化財課長 特別天然記念物オナガドリは、飼育者もだんだん減ってくるということもありまして、南国市のほうで繁殖等をちゃんとやっていかないといけないということで、鶏舎とあわせて研究も兼ねてやる準備しようとしておりましたけれども、先ほど御説明しましたように土地が、なかなか調整がうまくいかないということで取りやめとなったしております。引き続き南国市は我が市でやらなければいけないと、これからも積極的に取り組んでいただくお話になっております。

◎池脇委員長 関連で。特別天然記念物、オナガドリにしても広島大学の教授が遺伝子を保存するというので御協力をいただいておりますけれども、支える人が実際に非常に少なくなってきている。現地でも組合が一つになっている状況でもないですし、種がしっかり保存をされていかないと絶滅してしまうことになってしまいますので、県としても市に任せるということではなくて何らかの手助けが必要ではないかと思うんですけれども、県としての特別天然記念物に対する考え方はどのように持っておられるのか。

◎彼末文化財課長 オナガドリにつきましては、従前から助成なりをお願いするとともに、広島大学の先生ともお話をさせてもらいながら、どのように保存していったらいいのかお話もさせてもらっています。それから、ほかにも天然記念物ございますけれども、多くの方に飼っていただくことがまず一番です。今回も新たに鳥の保存会の方が品評会なり

活動を活発にされておりますので、そういったところとも話しながらかできるだけ支援もしながら種を保つように我々としても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

◎池脇委員長 県の補助、今のところは餌代ぐらいですよ。あとは保存会任せというのが実態ではないかと思えます。そこを超えないとこの問題は先に進めないと思えます。これ以上時を置きますと、これを守ろうという人たちもかなり高齢化してきています。それなりの飼育の技術も必要なんで、危機的な状況にあるという認識をやはり県は持つべきだと思います。その点はいかがですか。

◎彼末文化財課長 確かにおっしゃるとおりでして、現実として保存会、南国市にも飼料の助成があるんですけども、やはり飼っていただくことに進まないといけないということで、現在でも飼っているところとか団体にも相談をさせてもらって、ふやせないかということは課としても汗をかかせてもらっております。まだそれが結実しておりませんが、引き続き対応していきたいと思っております。

◎池脇委員長 かつては県も観光で売り出しましたんで、オナガドリは知名度が高かったんですけども、今もう観光の資源にもなっていないというので、それを守っていこうという人たちの資金が枯渇をしてきているんです。観光面でもう一度注目してもらおうよう何らかの手を打って、少しでも資金が入る道を開いてあげるのか、そういう道が難しければ種を保存させて最低限は維持していく形での支援をすとかいうことを本格的に考えていかないと大変な状況にあると思えます。しっかり関係者、南国市とも連携をとっていただいで対応をお願い、要請をしておきたいと思えます。

◎梶原委員 高知城の保存管理は、ずっと計画的に補修していただいております、その中で最近話題になっている国宝化に向けてどういう取り組みをしていくかというところで、平成28年度は国宝化に向けての新たな知見を得るための基礎的資料を得る目的で建造物の調査事業が新規でついているわけですけども、これまでのさまざまな修理とか県内にあるいろんな資料をデータ化するのに、事業費を見たら380万円ぐらいの予算で指名競争入札で委託をする。この金額で言えば莫大な作業量ではないと思うんですけど、その辺をもう少し詳しく説明していただきたいのと、あわせて、調査委員会の委員を3名選ばれてはなっていますが、県内の方がなされるのか、国宝に関するいろんな知識がある方がなされるのか。それとこの事業をどう国宝化に向けての新たな知見を発見するようにつなげていくのか御説明いただけますか。

◎彼末文化財課長 委託の380万円につきましては、お城に残っている実測図等は紙がもう脆弱化しておりますので複写をとるとか、あと工事記録等につきましてもデータをデジタル化してみんなが見れる形にまします。あわせて調査員が県内3名ですが、県内の建築関係の日本建築もわかる専門の方に見ていただいで、この技法はどうであるとか再調査していただきまして、今後の調査の方向をアドバイスしていただこうと。それらを基礎資

料としまして、さらに次年度以降は県外の城郭の専門家に、他県の他城の状況もお話いただきながら、どんな調査をしたらいいのか検討を加えて、科学的な調査も含めまして調査を積み重ねて、できれば国宝指定になればいいという考えです。

◎梶原委員 県内の博物館にある資料とあわせて整理をされるということですが、昭和の解体、修理をしたときにどれだけ手を加えたかということも結構影響があるんですか。

◎彼末文化財課長 松江城につきましては、1600年初めの創建当時の建物ですけれども、高知城は1727年に焼失した後の再建です。その後、昭和に修理をされていますので、まず、その資料を解析して、再建されたときの状況はどうだったのかということとを解明していこうというのが趣旨でして、再建時代にどういった技法が普及してほかのところへ貢献していくのかといったことをまずは研究していくということです。

◎上田（周）委員 高知城は結構雑木というか、繁茂していますよね。それは、現実には管理上、大丈夫ですか。

◎彼末文化財課長 お城の周りの植生全体につきましては専門家に見ていただきながら、折れたりしているところは伐採するとかしてございまして、今回も全体を見ていただいておりますので、状況を見ながら対応はさせていただきたいと思っております。

◎池脇委員長 ほかにありませんか。

（な し）

◎池脇委員長 質疑を終わります。

#### 〈スポーツ健康教育課〉

◎池脇委員長 次に、スポーツ健康教育課の説明を求めます。

◎葛目スポーツ健康教育課長 初めに、平成28年度当初予算につきまして、主要なものを中心に御説明をさせていただきます。

歳入予算の特定財源についてです。資料②当初予算説明書649ページをお願いします。

9の国庫支出金、2国庫補助金のうち、5児童生徒支援費補助金は、県立中学校及び特別支援学校の要保護児童生徒の医療扶助に係る補助金及びスクールヘルスリーダー派遣事業に係る補助金です。

次の3委託金ですが、4児童生徒支援費委託金は、スーパー食育スクール事業、学校保健総合支援事業の委託金です。また、10体育スポーツ費委託金は、武道等指導充実・資質向上支援事業の委託金です。

14の諸収入は、県民スポーツフェスティバルに係る独立行政法人日本スポーツ振興センターからのスポーツ振興くじ助成金及び県立学校体育施設開放事業に伴い利用者から徴収をします光熱水費等の収入です。

15の県債ですが、10スポーツ施設改修事業債は、スポーツ施設改修事業費に充当するものです。また、11スポーツ施設整備事業債は、競技力向上総合対策事業費に充当するもの

です。

次に、歳出予算について御説明をします。

650ページをお願いします。

初めに、2の児童費、1児童生徒支援費です。右の説明欄をごらんください。

1の学校給食推進費は、学校給食の運営、普及、充実と食育に関するものです。

まず、健康診断委託料は、県立学校の給食従事者に対する健康診断委託料です。

衛生管理研修会実施委託料は、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、衛生管理研修会を開催するものです。

次のスーパー食育スクール事業委託料は、食育を効果的に進めるために学校が大学、企業、行政機関、生産者等と連携してネットワークをつくり、食育の評価方法等に関するモデルを構築するために市町村教育委員会に委託をするものです。

1つ飛ばしまして、定時制高等学校夜食費補助金は、高知商業高等学校定時制の勤労学生の学校給食に要する経費の一部を補助するものです。

事務費の主なものは、県立夜間定時制高等学校の勤労学生の学校給食に要する経費や栄養教諭等の研修経費などです。

2の学校保健推進費は、学校保健の充実と児童生徒の健康管理に関するものです。

健康診断委託料は、県立学校の児童生徒の健康診断委託料です。

651ページをお願いします。

医療扶助費は、県立中学校及び特別支援学校の要保護等の児童生徒が虫歯等の学校病にかかった場合の医療費を補助するものです。

事務費の主なものは、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などの学校三師の報償費及び養護教諭等の研修経費などです。

5のスポーツ費です。1体育スポーツ費ですが、右の説明欄をごらんいただきたいと思います。

1の学校体育推進費は、子供の体格、体力、運動能力の実態調査を実施し、その結果を学校体育活動に活用したり遊びや運動の機会をふやしたりすることにより体力、運動能力の向上を図ろうとするものです。また、教員の指導力向上を図るために研修会などへの派遣や、運動部活動の指導に地域の指導者を活用しまして運動部活動の活性化を図るものです。

2つ目の大会運営委託料は、中学校、高等学校、定時制、通信制の県大会における運営を競技団体に委託するものです。

2つ飛ばしまして、事務費の主なものは、各種体育大会に生徒を引率するための旅費及び地域におけるスポーツ指導者や夢先生を各学校に派遣する経費などです。

2の生涯スポーツ振興事業費は、県民一人一人のライフステージに応じた生涯スポーツ

社会の実現に向け、幅広い指導力を有する指導者を育成するなど、スポーツを通して地域の活性化と日本一の健康長寿県づくりに取り組むものです。

2つ目の県民意識調査委託料は、高知県スポーツ推進計画等の進捗状況の把握及び今後の施策等へ反映するために地域住民の健康、スポーツに関する意識調査を委託するものです。

次のスポーツ施設管理運営委託料ですが、県民体育館と武道館及び弓道場の管理運営を指定管理者であります公益財団法人高知県スポーツ振興財団へ委託するものです。

652ページをお願いします。

スポーツ施設等情報システム保守委託料は、県立のスポーツ施設の利用許可等の管理、施設の紹介、予約システム等に使用するシステムの保守管理を委託するものです。

次の地域における障害者スポーツ普及促進事業委託料は、身近な地域で障害者がスポーツに参加できる機会の拡充を図るための実践研究を総合型地域スポーツクラブ等へ委託するものです。

1つ飛ばしまして、スポーツ少年団育成事業費補助金は、県内のスポーツ少年団総合交流大会などのスポーツ少年団活動の活性化と組織の整備強化に要する経費に対して公益財団法人高知県体育協会に補助するものです。

次の高知龍馬マラソン開催費補助金は、高知龍馬マラソンの開催に要する経費を龍馬マラソン実行委員会に補助するものです。

なお、2月14日に開催しました2016大会につきましては、報告事項で説明させていただきます。

次の地域スポーツ活動促進事業費補助金は、地域の課題に即したスポーツ施策の実現のために、市町村や総合型地域スポーツクラブなどが連携して行う課題解決に向けた事業の経費を補助するものです。

事務費の主なものは、県立学校開放事業における光熱水費及び県民スポーツフェスティバルの開催費などです。

3のスポーツ施設改修事業費は、南海トラフ地震に備え県立武道館分館の耐震補強等工事を実施するものです。

次の4の競技力向上総合対策事業費は、競技力を向上させるために選手及び指導者の育成強化、組織の充実に要する経費です。

2つ目のメディカルチェック検査等委託料は、国体選手や強化指定選手等を対象としたメディカルチェックの検査の委託料です。

次の競技用設備保守点検委託料は、春野総合運動公園に設置しております山岳競技用の人工壁の保守点検委託料です。

653ページをお願いします。

県有馬匹管理等委託料は、幡多農業高等学校で管理をしています馬術競技用馬匹の装蹄及び予防注射等の経費です。

次のオリンピック・パラリンピック東京大会事前合宿招致事業委託料は、事前合宿招致につなげるため海外のトップアスリート等を招聘する経費などです。

次の実施設計等委託料及びその次にあります建築等工事請負費は、全国トップレベルの競技成績を有する飛び込み競技の拠点として春野総合運動公園水泳場に技術を高めるための陸上の練習を効果的に行える練習場を整備するものです。

2つ飛ばしまして、競技力向上総合対策事業費補助金は、高知県体育協会や県中学校体育連盟に加盟の各競技団体が実施をします強化練習や合宿、遠征事業などに要する経費や、中央からすぐれた指導者を招聘し高度な技術、戦術の指導・助言を得るための経費に対する補助です。

次の高知県体育協会運営費補助金は、県体育協会の運営費の一部に補助するものです。

5の国民体育大会費の国民体育大会派遣費補助金は、国民体育大会へ出場する選手等の派遣経費を県体育協会に補助するものです。

また、国体競技施設整備事業費補助金は、よさこい高知国体で建設されました高知市のくろしおアリーナの施設整備費に係る地方債償還金に対して高知市へ補助するものです。

以上、スポーツ健康教育課の平成28年度当初予算は7億5,820万7,000円で、対前年度比は73.0%となっております。

続きまして、平成27年度補正予算につきまして御説明させていただきます。

資料④補正予算説明の369ページをお願いします。

歳入予算のうち特定財源の補正について御説明をさせていただきます。

9の国庫支出金、2国庫補助金は、防災・安全社会資本整備交付金で、県立武道館の耐震補強等工事について内容精査による設計金額の減や入札による執行減などによるものです。

次の3委託金は、スーパー食育スクール事業の内示額減によるものや、武道等指導充実・資質向上支援事業の委託金が見込みを下回ったことによるものです。

15の県債、1県債は、先ほども説明しました県立武道館の耐震補強等工事について内容精査による設計金額の減とか入札による執行減などによるものです。

370ページをお願いします。

歳出ですが、総額で2億3,746万3,000円の減額補正となっております。

2の児童費、1児童生徒支援費で、説明欄の1学校給食推進費の減額は、スーパー食育スクール事業委託料の内示額の減によるものです。

次の2学校保健推進費の減額は、児童生徒の健康診断委託料が見込みを下回ったことによるものです。事務費は、学校三師の報償費が見込みを下回ったためです。



次の5スポーツ費、1体育スポーツ費、1学校体育推進費ですが、学校体育大会のブロック大会への出場校数の減に伴って旅費が減となったもの及び国庫委託事業が見込みを下回ったためです。

次の2生涯スポーツ振興事業費ですが、地域スポーツ活動促進事業費補助金は、スポーツを通じたエリアネットワーク事業において補助先となる協議会の設立が今年度見込めなくなっただけです。

事務費は、スポーツを通じたエリアネットワーク事業費の報償費でして、見込みを下回ったものです。

370ページから371ページにかけまして、3スポーツ施設改修事業費の減額ですが、県立武道館の耐震補強等工事について内容精査による設計金額の減や入札執行残などによるものです。

次の4競技力向上総合対策事業費の減額ですが、記録会開催委託料は、2015世界陸上北京大会事前合宿受け入れ事業において招致活動を行ってきましたが、事前合宿の実施には至らなかったためによるものです。また、設計等委託料については、飛び込み練習場整備事業において土地造成工事に係る実施設計委託料が当初の見込みを下回ったことによるものです。事務費の主なもの、世界陸上北京大会事前合宿受け入れ事業の需用費や使用料及び賃借料などで、事前合宿の実施には至らなかったためによるものです。

372ページをごらんいただきたいと思います。

繰越明許費明細書です。県立武道館耐震補強等工事について計画調整に日時を要したため平成28年度に繰り越しするものです。

予算に関する説明は以上です。

続きまして、条例議案につきまして説明をさせていただきます。

議案説明資料をお願いしたいと思います。議案説明資料のスポーツ健康教育課の赤いインデックスをお開きください。

県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明をさせていただきます。

この条例は、利用者からの要望を踏まえ、県立武道館分館、弓道場につきまして学生以外の個人による一月単位の利用を認めることとし、その利用料金の金額及び使用料の額を設定しようとするものです。

まず、1の現行の利用料金についてですが、現在、県立の弓道施設として武道館の分館と高知市高埴にあります県立弓道場の2つの施設がございます。それぞれ学生向けと学生以外一般の方向けの利用料金が設定しておりますが、分館の一般の方向けの一月単位の利用料金だけが設定されていない状況となっております。そこで、利用者から分館の一般の方向けの一月単位の利用料金の設定を求めてきたものです。

利用料金をどのように定めるかにつきましては、2の改正案にお示しをしております。県立弓道場の一月単位の利用料金は、右端になりますけれども、学生、一般とも1日の利用料金の6倍に設定をされております。一方、分館の学生向けの一月単位の利用料金が1日の利用料金の5.2倍に設定されていることにあわせまして、一般向けも1日の利用料金190円の5.2倍である980円を一月単位の利用料金としたいと考えておるところです。

次のページをごらんいただきたいと思えます。

改正に対する考え方につきましては、1、改正の目的に整理をしております。まず、1点目として、県立弓道場は8割を超える人数が1カ月券を利用していることなど、1カ月券に対するニーズが高いことです。2点目として、来年度分館は耐震改修等工事により安心快適な施設に生まれ変わりますけれども、休館中の利用者を取り戻す必要がございます。3点目として、平成29年度には県立の弓道場がつり天井の工事により休館するのに伴いまして利用者対策が必要となることなどがありまして、これらを踏まえまして条例の改正を提案させていただいております。

なお、2の現状及び課題に県立の弓道施設の利用状況を載せてあります。平成25年7月の県立弓道場の開館後、利用者が増加しております。これは、開館に伴う利便性の向上に加えまして、初心者向けの弓道教室等を開催するなどの地道な努力によるものと考えております。

3の期待される効果ですが、まず、この改正は利用料収入をふやすというよりも利用者の利便性の向上を図ることを念頭に置いております。そのため、リニューアル効果も含めまして分館の利用者が増加すること、また分館と県立弓道場両施設で自分に適した練習環境で練習することにより競技力の向上ですとか昼休みなど短時間での利用も気軽にできることにより生涯スポーツへの貢献なども期待をしております。

なお、武道館の本館では1カ月券の導入をしません、競技団体、利用者、指定管理者から要望がありませんし、競技団体は年間予約で武道館を確保しておりまして、個人が月に複数回にわたり利用することは現在ありません。また、学生向けに1カ月券を設定しておりますけれども、利用が全くない状況です。年間予約も入っており利用できる時間帯が限られてくるため、常に利用できるとは限らず、かえって不便をおかけすることとなるといった理由からなどです。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎田中委員 条例の件ですけれども、議案説明資料の改正案の料金があつて、武道館の分館に980円という新しい1カ月の料金を設定されると思うんですけれども、高埴の弓道場との金額が倍ぐらい違うということが、そこに倣つての倍率はわかるんですけれども、余りにも金額に差があるんじゃないかと思うんですけれども、ここら辺の認識を教えていた

だきたいと思います。

◎葛目スポーツ健康教育課長 県立の高埴の弓道場を設定したときは、他県との比較もしながら設定した金額です。武道館の練習環境とか県立等を含めまして、中身はそう変わりはないんですけれども、差があるというところが5.2倍で料金を上げることなく利便性をとりやすいように設定をするというところですし、一般の方向け利用は、65歳以上の高齢者は減免になりますけれども、それ以下の方が多く、それから、先ほど申しました利便性の向上を狙うということから5.2倍の金額とするところです。

◎田中委員 分館の一般の方の1カ月の料金が980円ですよ。今ある高埴の弓道場は1カ月1,800円ですよ。この倍近いほどの料金設定の差を教えてください。

◎葛目スポーツ健康教育課長 まず、既存の学生のところを見ていただきますと武道館の50円に対して弓道場が150円になっております。150円を設定したのは平成25年の供用もあって、この金額の設定は先ほど申しました実勢価格はもちろん含めてですけれども、県内、県外を参考にさせていただいたところでした、2倍のものを一般の金額とさせていただいております。ただ、先ほど申しました従来の分館の料金、施設の問題とこの新しい施設という差がありますので、そちらの差と申しますか。

◎田村教育長 こういった料金を設定する場合は、整備費をどうやって償還するかを一定見ながら、ただそれだけではなくて、他県の料金だとかというものを考え合わせて設定をします。ということもあって、高埴の弓道場は新しい施設で、武道館の弓道場は随分古い施設で、古い施設のときに設定した料金で来ていると思っています。要は新しく快適に使える施設で、そのための償却費とかを考慮すると、同じ弓道施設ですけれども、快適に使える分料金は高くさせていただいているということかと思います。

◎田中委員 一定理解はするんですけれども、県民の皆さんから見たら県立の同じ弓道場でありながら余にも金額が違うということ、今後利用者がそういうことに気づかれて高埴の弓道場ではなく安いほうに行かれるのではないかという気もするんです。そうなったときに利用者が希望するほうを実際に使えるかどうかという課題も出てくると思うんですけれども、そういったことも今後検討もしていただきながら進めていただきたいと要請して終わります。

◎西内副委員長 先日、私立高校の校長先生方と意見交換会をしたときに、体育協会だったと思いますけれど、それぞれ個々のスポーツの事務局が、A高校にあったとすると、そこで担当していた方がB高校に移ると事務局も移る。非常に属人的になっているんじゃないか、事務局を統一してどこかが管理するとかいったことができないでしょうかみたいな話が出たんですが、その辺の現状が、それでいいのか悪いのかという認識も含めて、どのようにお考えなのか。それと今後方向性があるなら伺いたいんですが。

◎葛目スポーツ健康教育課長 現状は、個人についていく形です。ただ、副委員長が言わ

れるようになりますと、強化費等を受け持ったり全体的な連盟、協会等の会計を一手に担うこととなりますので、非常に負担がかかります。そのことにつきましては体育協会としましては会計に対する支援とか、具体的にはソフト化に至っておりませんが、できるだけ簡単にするとか、質問に対してしっかり答えをする、あとは平成26年度から会計に関する講習会、研修会等もしておりますし、わかりやすい説明に努めておるところです。体協としてもそれを監督する必要がありますし、県としましてもしっかりこれは指導していくべきだと思っております。

高等学校体育連盟の事務局につきましては、現在、高知市の丸の内高等学校に教委が事務局を配置しまして、少ない人数ですけれども事務をしておると。その高体連に所属しております団体の事務担当の者が学校と両方の事務をやることにはなりますけれども、先ほど申しました県体協、また県からの指導も両方をしっかりしていきたいと思えます。ただ、公金を扱っていますので、しっかりとした会計の処理をしていただくように平成26年度からさらに詰めてやっているところではあります。

◎西内副委員長 確かに会計事務などでも透明性を持たないといけないでしょうけれど、スポーツの強化というどうしても属人的な指導者にかかるところがあるんでしょうが、何らかの底上げを考えると、事務局の受け皿というものも、県外なんかはどうやっているのかということも含めて、ぜひ御検討をいただければというお話がございました。その辺はありますか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 強化につきましては、オリンピック・パラリンピックを踏まえて県のほうで策定しましたスポーツ推進プロジェクトの実施計画がございます。その中でも一番重点を置いておりますのが指導力の向上でして、現在、若手を中心に高知アカデミーという講習会をしまして新たな指導者の発掘をやっているところですし、競技団体もそこに力を入れて一貫指導プログラムをつくって、それにより強化していく体制づくりを始めたところではあります。

◎梶原委員 武道が必修化になって数年が経過するわけですが、先日、他県で柔道の部活のときに大変痛ましい事故が起きて、必修化の授業においてもそういうことが少しでもないように、武道の専門家を招聘してさらに安全対策に努めているといった報道も耳にしたわけですが、高知県内において、必修化になって数年間の取り組みの中で少しでも危険な事例がなかったのかどうかということと、当初は礼儀作法に重きを置くということで、危険な目に遭うような真剣な試合まではいかないという御説明もいただいたとは思いますが、柔道、剣道、相撲の競技の割合と、その授業が児童生徒にとってどのような影響、成果が出たのか、その辺の一連を少し説明いただけますか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 平成24年に武道の必修化が始まりました。それ以降、まずは指導者についての点があります。2つ目に指導計画、そして3つ目に指導の設備、用具

等です。そして、4つ目は連絡体制、救急体制等でして、指導者に対しては指導経験を持った先生がやるのが一番ですけれども、ない場合につきましては外部の指導者の協力を得ることになっておるところです。指導計画につきましても、1年の必修ではございますけれども、3年間を見通した上で無理のない計画を県の連盟等に協力を得てやることになっております。また、施設、設備等につきましては、不安があるところでは一切しないことになっておりますので、最後の救急連絡体制を含めまして、これにのっとってやっているところ です。

本県につきましては、剣道が約60%、柔道、相撲が約20%の割合です。それで、平成26年度ですけれども、20件のけがが起きています。大きなけがではございませんけれども、擦過傷とか打撲、一つは骨折がござい ます。あと捻挫等がござい ます。骨折は練習に入る前の準備運動のときに後転をしたときに手をつき間違えたという報告があつております。投げ技の中で起こしたとか、無理な指導によってなったという報告はなされていないところ です。

そして、当初、武道の必修化に伴いまして先生方の不安もありまして、礼儀ということだけではなく、一つはもちろん固有の文化としてやるのが一つです。もう一つは、礼儀作法でやることも一つです。大事な一つには、相手のわざに応じてかけたり守ったりというところがあります。それに対して勝敗を競ったりというところがありますので、それに基づいて指導もなされておるところです。指導者の講習会の内容では安全面ももちろんですけれども、一つは授業のあり方、生徒の技能の伸びを意識した授業づくりとありますので、わざをかけておもしろかったとか、できなかったことができるということに重きを置いてやるようになってきているところ です。

◎梶原委員 平成24年から必修化になったことにより児童、生徒たちへ、どういう成果を今の時点で見出しているのか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 生徒たちの感想を見ることがあります。静寂な中で授業が進められているというところで、落ちつきがある学校生活に変わったというところもありますし、心身が鍛えられるというところもござい ますし、特別なものではないんだという中で体育の授業は進めている、特に武道の授業は進めているということですので、現在スムーズにはいっているところ です。

◎中根委員 関連です。体育の中で心身ともに磨いていくという意味では特別なものではないかもしれませんが、指導者はしっかりと知識を持ってないと、県外の例なんかで、初心者に投げわざとかはすべきではなかったのに、そういう指導をしていて命の危険にという事例もあつてい ますよね。今のところそういった事例は出てい ないけれど、これだけにかかわらずだとは思いますが、体育の授業で学校災害のような状況にならないような周知は今後もずっと続けていく必要があると思ひます。そうした点では、今大丈

夫ですというんじゃないくて、先生が専門家でなければ外部の方もという話ですけれども、外部の方が中学1年生の体をちゃんと熟知されているか。指導的立場にあるのでそういうことは大丈夫だとは思いますが、中学生の体そのものについてきちんとした指導を同時にしていただける方をちゃんと呼んでいるのかと、気になることはいっぱいあるので、教育委員会としても、授業の機微のところに至るまで、武道というのは注意をしなければならぬと思います。そうした点では緩みがないように指導をしていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 武道の必修化に伴いまして指導者を取り巻く協議会をつかって、安全面とか授業のあり方も協議しておりますし、外部指導者につきましては、資格を持った方ということで授業に入ってくるとか、柔道連盟はそうしております。指導者だけではございません、研修会等は特に武道についてもやっておるところです。ただ、言われますように体育では大事故につながるおそれがありますので、スポーツ活動全体について安全の留意は特にしているところです。

◎中根委員 あと一点。スーパー食育スクールの事業費が出ていますけれども、具体的に何校くらいがどのような事業をする計画になっていますか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 スーパー食育スクール事業は、平成26年、27年の2カ年にわたりまして本県で実施できています。平成26年は香美市の大宮小学校、塩分摂取のもので、そして、本年度は南国市の十市小学校です。これは食育の実践を通して子供の力を高めて食習慣の改善に努めると、食習慣を改善することによって学力も上がるという仮説のもとにやりまして基礎データが得られたところです。来年3年目を迎えようとしているところです。お金につきましては、600万円ぐらいが市町村でして、準備する県の費用が60万円ぐらいです。700万円以下ぐらいで例年内示が来ているところです。

◎池脇委員長 私から1点。

国の速報値で17歳の女性の肥満率が高知県が全国一と出ています。高校3年生に当たりますか食育で健康な体ということで対策をされていますけれども、その点について理由がわかれば。

◎葛目スポーツ健康教育課長 生活習慣と、体力、運動能力テストの質問紙等でわかりますように、高知県は運動習慣が余り定着しておりません。1週間単位の運動未実施率が非常に高うございます。特に、女子につきましてはそれが顕著に出ていまして、両者が重なってそういうところに出ていると思います。それにつきましては現在健康教育の充実と体育の授業改善というところで望ましい生活習慣の定着と好ましい運動習慣の定着、両方の視点で今後改善を図っていきたいと思います。

◎池脇委員長 17歳の生徒が16歳のときのデータは10%を超えていないです。1年間で15%にふえる、これはデータ入力の際の誤りじゃないかと考えられると思うんです。これは国

の速報ですから、学校がランダムに指定されて保健室からデータを上げることになると思うんですけども、その際に数値を打ち間違えたんじゃないか。実際の県下の17歳の生徒の実数で統計を出すと9.8%ぐらいです。速報値でランダムでやっていると15%で全国一の肥満率になってしまっている。余りにもその差があり過ぎる。17歳の男子の場合は実数と速報値がそれほど変わらない、0.12ぐらいの差しかないので、そういう速報値を国にデータを上げてもらう場合に各学校でどういう対応をやっているのか、そのあたりチェックをしておかないと、肥満率、17歳の女の子で全国一なんて出ると非常にデリケートな問題で名誉にかかわることじゃないかと思うんで、そのあたり一応検証していただいたらどうかと思うんですけど。

◎葛目スポーツ健康教育課長 知事部局の健康政策課と話をして、その後のところを調査しました。悉皆と抽出の調査の差はあれども、やはりそのような差が出ておりますので、打ち間違いがないかと心配になりましたが、システム上はエラーチェックがかかる場所です。ただし、範疇の中で50キログラムが500キロになってもエラーがかかりますけれども、50からその数字が60であったり70であっても、そういうのがミスになる可能性もありますので、まずは調査の際の担当教諭とか養護教諭で今後はもう一度確かめようと思います。

◎池脇委員長 ほかにありませんか。

(なし)

◎池脇委員長 質疑を終わります。

#### 〈人権教育課〉

◎池脇委員長 次に、人権教育課の説明を求めます。

◎大西人権教育課長 まず、人権教育課の平成28年度当初予算議案について御説明をさせていただきます。

資料②当初予算議案説明書655ページをお開きください。

まず、歳入につきまして主なものを御説明させていただきます。

9 国庫支出金のうち、一番右の説明欄にございます教育支援体制整備事業費補助金につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を初めとします教育相談支援体制の整備充実を図るために国庫補助金を受け入れるためのものです。

1 枠飛ばしまして、下の段にございます初等中等教育等振興事業委託金につきましては、人権教育の推進に係る国の調査研究事業の実施に伴い国から委託金を受け入れるものとなっております。

次に、14諸収入の節の欄にございます(9)教育委員会奨学資金貸付金につきましては地域改善対策奨学資金に係る現年度分の返還額を、また(22)人権教育課収入につきましては、過年度分の返還額をそれぞれ見込んだものとなっております。

続きまして、656ページをごらんください。

人権教育課の平成28年度の当初予算につきましては5億2,697万8,000円です。前年度と比べると1億3,543万4,000円の増になっております。増加の主な要因としましては、児童生徒や保護者が悩みを気軽に相談できる体制の充実を図るためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費が増加したことなどによるものとなっております。

続きまして、それぞれの事業について御説明をさせていただきます。

まず、1教育総務費、6人権教育費の1人権教育推進費をごらんください。右端の説明欄をごらんいただければと思います。

人権教育研究推進事業委託料につきましては、国から委託を受けまして、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校教育における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を高知市で実施し、人権教育の一層の推進を図っておるものとなっております。

その次でございますアンケート作成等委託料につきましては、児童生徒、保護者、教職員等の人権に関する意識調査アンケートを行うこととしておりまして、その印刷、仕分け、発送等を業者に委託するものとなっております。本年度は人権教育推進プランを改定しておりますので、アンケートの集計結果はそれらとあわせまして今後の取り組みの中で活用していきたいと考えております。

続きまして、職員研修等負担金につきましては、本年7月に本県で開催されます第63回四国地区人権教育研究大会等に事務局職員や県立学校教員が参加するための経費等を負担するものとなっております。

続きまして、高知県人権教育研究協議会補助金につきましては、一般社団法人高知県人権教育研究協議会が実施します人権教育に関する各種研修会開催の経費等に対して補助をするものです。平成28年度は、第63回四国地区人権教育研究大会の会場借り上げ料など運営に関する経費を補助するために増額となっております。

その下の事務費につきましては、人権教育の充実を図るため、学校教育や社会教育など各分野の委員で構成する人権教育推進協議会の開催、人権作文の募集事業、市町村における人権教育推進講座への支援や人権教育課の管理運営経費等を計上しております。

続きまして、2の地域改善対策進学奨励事業費をごらんください。

3つ下でございます奨学資金返還相談員設置委託料につきましては、返還金未納者の戸別訪問等を行い、納付指導や返還免除手続等の相談を行う返還相談員の委託に要する経費となっております。

その下の地域改善対策進学奨励貸付金等事務費交付金につきましては、奨学生等への返還通知や免除申請などの手続は市町村を通じて行うこととしておりまして、この事務に要



する経費として25の市町村に交付するものとなっております。

続きまして、657ページをごらんください。

2児童費、1児童生徒支援費の1豊かな心を育む教育推進費です。

上から4つ目の電話相談事業委託料につきましては、いじめ等に悩む子供や保護者等が24時間いつでも相談できるよう夜間及び休日における電話相談業務を委託するものとなっております。

1つ飛ばしまして、学校ネットパトロール委託料につきましては、民間業者に委託をしまして、児童生徒が学校非公式サイトやツイッターなどへの誹謗中傷の書き込みなどによってネット上のいじめ等のトラブルに巻き込まれていないかといったところを監視を行い、早期発見・早期対応を図るためのものとなっております。

続きまして、スクールソーシャルワーカー活用事業委託料につきましては、各教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを市町村等に配置するための費用となっております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、新たに2つの町と県立学校8校に配置を行うとともに、昨年度から特に厳しい状況にある児童生徒が多い7つの市に対しまして、県単独予算により15名を追加重点配置しておりまして、平成28年度も配置を継続してまいります。

事務費につきましては、主に各学校に配置をしておりますスクールカウンセラー等の報酬費や、子供に内在する力や可能性を引き出す開発的な生徒指導の充実を目指した指定校事業、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業におけるアドバイザー等の活動に要する経費、また児童会・生徒会交流集会、次年度の新規の事業になりますけれども、それに要する経費などを計上しております。

スクールカウンセラーにつきましては、公立学校への配置校数を本年度の293校から次年度は329校へ拡充を考えております。拡充の中身としましては、現在のところ県内の中高等学校、特別支援学校には配置を完了しておりますので、未配置となっております公立の小学校への配置を段階的に進めていこうとしているものです。

高知夢いっぱいプロジェクト推進事業につきましては、平成27年度に引き続き県内の中学校5校を推進校に指定しまして、統括アドバイザー等の指導・助言のもとで組織的な生徒指導を推進するとともに、4つの中学校区の小中学校を指定して、小中学校が共同して子供たちの自尊感情や社会性を育むなど9年間を通した一貫性のある生徒指導を推進してまいりる形にしております。

別紙の参考資料、平成28年度当初予算案主要事業説明資料の28ページをごらんください。

新規事業としまして、児童会・生徒会交流集会を掲載させていただいております。この

集会につきましては、児童生徒が主体となったいじめ防止等の取り組みを進めるために、県内の小・中・高、特別支援学校の児童会、生徒会の代表者が集まり、保護者の協力もいただきながら、ネットいじめを初めとするいじめ問題等をテーマに実践交流や協議を行うもので、今年度は県内5つのブロックで開催をすることとしております。

資料②の658ページをごらんください。ここにございます心の教育センター費の事務費についてですけれども、心の教育センターの管理運営に関する経費のほかに、不登校等の児童生徒や保護者等の抱える悩みや不安といったものに答えるため、面接、電話、メールによる相談事業を行う相談員の経費を計上しています。

参考資料、主要事業説明資料の29ページを再度ごらんいただきたいと思います。

平成28年度につきましては、高度な専門性を有するスクールカウンセラーやスーパーバイザー、またスクールソーシャルワーカーなどといった心理、福祉の専門家を心の教育センターに新たに配置することで、心の教育センターで相談を一元的に受理し、解決までトータルな支援を行うことができる体制の整備をしております。

平成28年度当初予算議案の説明につきましては以上です。

続きまして、2月補正予算議案について御説明をさせていただきたいと思います。

資料④をごらんいただきたいと思います。

補正予算議案説明書の374ページをごらんください。

右端の説明欄をごらんいただきたいと思います。増額の主な理由としましては、5つ目にございます1教育総務費、それから6人権教育費の2地域改善対策進学奨励事業費の国庫支出金精算返納金です。地域改善対策奨学資金につきましては、国から3分の2の補助を受けて貸与を行っております。このため、奨学金の貸与を受けた者から返還された額と、県の基準により免除した額につきましては、平成26年度の実績額に基づいて国庫補助該当分を国へ返納額として計上しております。

そのほか、減額の主な理由としましては、スクールソーシャルワーカー活用事業やスクールカウンセラー等活用事業、人権教育推進事業、学校ネットパトロール委託料の国の内示額が当初計画を下回ったこと、また生徒指導総合推進費の事業執行額が当初見込みを下回ったことなどによるものです。

以上、補正予算としまして3,385万9,000円を計上しております。

なお、国の補助事業等の内示減に伴いまして、373ページに記載をさせていただいておりますけれども、歳入予算についても減額をしております。

以上で人権教育課の説明を終わります。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎田中委員 教育相談体制を来年度についても充実させていただいて非常にありがたいと思うんですけれども、スクールカウンセラーとソーシャルワーカーの配置の学校数は増加と

ということですがけれども、例えば近年、3年か5年ぐらい相談件数がどれぐらい変化してきたのか、わかる範囲内で教えていただきたいと思います。

◎大西人権教育課長 スクールカウンセラーの相談件数につきましては、平成26年度が4万3,516件となっております。平成25年度につきましては3万3,576件ですので、平成26年度は非常に数が多くなっています。それから、スクールソーシャルワーカーにつきましては、主に家庭の問題とか発達障害とか不登校の相談が中心になっておりますけれども、平成26年度の件数としては1,703件で、これも設置から年々増加している傾向がございます。

◎田中委員 配置の拡充によってもふえてきていると思うんですが、未配置になっている小学校について、全校配置になるまでの展望を教えてください。

◎大西人権教育課長 現在のところ、平成31年度をめどに全校配置をしていきたいと計画をしておるところですが、大規模校、それから課題を有している子供の存在といった要素を勘案しながら配置拡充を進めていきたいと考えております。

◎田中委員 これから人員確保も大変だと思いますけれども、できるだけ早い時期に、小・中・高、全てに配置されるようお願いしたいと思います。

今、特に小学生なんかは核家族化であったり共働き世帯が多くなってきたことによって家庭にいる時間が非常に少なくなってきて、学校であったり放課後は児童クラブ、子ども教室、また学習支援事業等々利用される児童は多くなってきていると思うんです。その関係で、スクールカウンセラーであったりソーシャルワーカーの方々の役割が非常に大事になってくると思うんです。そういった意味でも、小学校での配置の拡充も望むところですので、大変でしょうけれども、どうぞよろしくお願いします。

◎中根委員 関連で、本当に大事な立場の方たちだと思いますが、どんどん広がっていく過程で、先日もお聞きしたんですが、市町村をまたがってお仕事をされている方とか、学校にはきちんとした机がないので居場所にとっても困るとか、その学校にいる時間だけがその方たちの仕事ではない状況もたくさんあるので、携帯電話の利用料がとても大変というお話も。ですから非常勤の身分では大変なお仕事、6時間という限られた時間ではなく、3時間ではなく、24時間に近い対応が求められる職種ですから、きちんとした立場を保障しないと。これから先やりたいけれどもやれない、今いろんな職種でそんなことが起こっていて一体どうなっているんだろうと思うんですが、県もこここのところに頼らないと、どうしても必要な職種であるということを考えれば、早く安定した足場をこの方たちにも持たす必要があるんじゃないかと思います。ここだけで言ってもだめですが、ぜひそういった立場でいろんな事案を考えていただきたいと思います。いかがですか。

◎大西人権教育課長 委員がおっしゃったように、安定したというところは言われている

ところでは、国においてもそのことについては、現在、検討を進めておるところです。県のほうも、環境面に関しましては、スクールカウンセラーであれば取りきった部屋で相談ができるようにという働きかけを進めていく中でかなりそれは進んできておりますけれども、机の問題とか、資料を保管するロッカーといったものも働きかけていきたいと考えております。

それと携帯電話につきましても、この間の予算委員会で教育長も答弁をされましたけれども、予算要求をしていきたいと考えております。本年度も実は予算要求をしておりましてけれども、今後も継続してやっていきたいと思っております。

◎池脇委員長 今、各学校等での人権問題の発生の件数と傾向、内容がどう変わってきているのか、おわかりになれば御説明いただけますか。

◎大西人権教育課長 今、手元に差別事象にかかわっての資料がございませんが、現在、報告を受けている差別事象につきましても同和問題に関しての差別事象が主になっております。それ以外にいじめとか、あるいは具体的にはまだ上がってきてはおりませんけれども、そのほかのことが上がってきたことも過去にはございます。例えば障害者差別にかかわるような発言があったといったことはございます。その中身につきましても、児童生徒の発言、賤称語と言われるものを発言しているということが上げられてきております。それにつきましても学校、あるいは市町村教育委員会と連携しながら、その発言の背景とか、これまでどういう履修内容で学んできているのか、そしてその学校での人権教育の推進体制をしっかりと見直していただくという形で市町村教育委員会、また学校と連携しながら対応しているのが現状です。

◎池脇委員長 発生の件数の増減の傾向はどうなっておりますか。

◎大西人権教育課長 多いときでは児童生徒の発言につきましても10件を超えるときがございましたけれども、本年度は数としては10件弱だったと記憶をしております。

◎池脇委員長 同和問題については長い歴史を持って人権課、学校教育の中で取り組んできている経緯がありますので、そういった件数の発生についてもしっかり解決をしていくノウハウもできていると思うんですけれども、大体が解決はできてきておりますか。

◎大西人権教育課長 発言をした児童生徒につきましても、各学校で指導していく中で、私どももその後その子供さんの状況はどうですかと問い合わせもさせていただいております。この発言の背景には家庭の状況とかさまざまな生徒指導上の課題を有している子供が大部分になっておりますので、そういうことを含めた改善を確認もしながら進めているところです。その後、問い合わせをさせていただく中で、継続して繰り返して発言等を行い現在も続いているという報告は受けておりません。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

以上で教育委員会の議案を終わります。

暫時休憩に入ります。再開は午後1時15分といたします。

(昼食のため休憩 12時9分～13時13分)

◎池脇委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

ここで審議に入る前に委員の皆さんにお願いしたいことがあります。

皆様御存じのように、本日3月11日は東日本大震災から5年目に当たります。そこで、地震が発生しました午後2時46分に、震災により犠牲となられた全ての方々に哀悼の意を表するため、黙禱をささげたいと存じます。時間になりましたら私のほうから声をおかけしますので、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

#### 《報告事項》

◎池脇委員長 続いて、教育委員会から7件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

最初に、高知県教育等の振興に関する施策の大綱(案)及び第2期高知県教育振興基本計画(案)について教育政策課の説明を求めます。

◎有澤教育政策課長 お手元にお配りをしております教育委員会の青いインデックスのついた総務委員会資料報告事項、中ほどに高知県教育等の振興に関する施策の大綱(案)及び第2期高知県教育振興基本計画(案)と書かれた資料をお願いします。

なお、もう一冊、第2期高知県教育振興基本計画(案)もお配りをしております。

教育政策課の赤いインデックスのついた資料のパブリックコメントに関する2枚物の資料の次にございますカラー刷りの資料で、まず大綱及び第2期基本計画の概要につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

大綱につきましては、昨年4月以降、合計6回の総合教育会議におきまして知事と教育委員会で議論を積み重ねてきました。また、市町村教育長を初め小中学校及び県立学校の校長会、PTA連合会などとの意見交換も行ってきたところです。また、大綱と並行して策定作業を進めてまいりました基本計画ですけれども、県内の教育関係者で構成をします検討委員会を設置して検討をいただくなど、これまでたくさんの教育関係者から御意見をいただきながらつくってきた案です。来年度からの4年間、この大綱等に沿って市町村教育委員会や学校などと方向性を合わせながら取り組みを推進していきたいと考えています。

カラー刷りの資料の1ページをお願いします。

大綱の構成です。2つの基本理念の実現のため、3つの基本目標により成果を検証しながら、5つの取り組みの方向性、10の施策の基本方向に沿って施策を推進してまいります。

続きまして、2ページです。

大綱の体系図です。左端に書いております縦書きで基本理念になっております。1つ目は、知・徳・体の調和がとれ、夢に向かって羽ばたける力を持った子供たちの育成です。自分の夢の実現を追求し、自己実現ができる力を持った子供たちを育てるといった理念です。2つ目は、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材の育成です。これらの2つの人間像、1人の人間の中においても両方可可能な人間像だということ考えているところです。

次の列、5つの取り組みの方向性となっております。教育にかかわる全ての方々に日常的に意識をしていただくため、取り組みの大きい方向性を端的にお示ししたものです。本文におきましては、チーム学校の構築、厳しい環境にある子供たちへの支援、地域との連携・協働、就学前教育の充実、生涯学び続ける環境づくりという構成ですけれども、この図におきましては右端にございます発達段階に沿って整理をしています。

また、その右側には10の施策の基本方向を記載しています。

なお、基本計画は教育委員会所管事項ですので、8つということ御理解を賜りたいと思います。

一番上が基本方向3の就学前教育です。その下が基本方向1のチーム学校と基本方向2の厳しい環境にある子供たちへの支援となっております。これらの3つの基本方向に横断的にかかわります地域との連携・協働、重要な取り組みですが、これを真ん中の楕円に記載をしています。これらを支えます基本方向4の市町村教育委員会との連携・協働と基本方向の5、安全で安心な教育環境の実現をその下に記載をしております。また、右側に縦書きで私立学校、下のほうには基本方向7の大学、8の生涯学習、9の文化・芸術、文化財の整理をしまして、一番右に縦書きでスポーツの振興を記載しています。

続きまして、3ページをお願いします。

上段の囲みは基本理念、下段の囲みは基本目標となっております。基本目標、左の囲みです。小中学校及び高等学校の知の分野の目標です。真ん中の囲み、徳の分野です。生徒指導上の諸問題及び児童生徒の意識調査に関する目標としております。右の体の分野には、小中学校におけます体力、運動能力の目標です。

続きまして、4ページをお願いします。

このページから5つの取り組みの方向性ごとの主な施策を整理しています。

まず、チーム学校の構築です。上段右側にチーム学校の必要性を書いております。学校の課題としまして、組織としての取り組みや教員同士が連携した取り組みの課題、また教員の専門性だけでは対応に限界がある、教員の多忙感といった課題を解決していく必要があると考えています。このため、左側の囲みにございますけれども、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図ると

ともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用しまして学校の目標の実現や課題の解決を図るチーム学校の構築を進めていきたいと考えております。

下段は主な施策です。左端は組織マネジメント力を強化する仕組みの構築です。学校経営計画に基づき学校の目標や課題を全教職員が共有し、組織的な取り組みができる学校を構築していきたいと考えております。真ん中は、縦持ちの導入による教員同士が学び合う仕組みの構築です。このことは、急増する若い教員の授業力の向上などを図る上でも意義のあることだと考えています。右の囲みの地域との連携・協働、外部・専門人材の活用につきましては、教員が児童生徒に向き合う時間を確保するためにも重要な取り組みであると考えております。

続きまして、5ページをお願いします。

12月の総務委員会でも御説明をしましたチーム学校の構築による学力向上等の好循環の図です。学校におけるさまざまな取り組みはそれぞれつながっておりまして、学校の状況にあわせてメリハリをつけながら取り組みを進めていくことで好循環が実現できるということをお示したものです。

続きまして、6ページをお願いします。

厳しい環境にある子供たちへの支援です。教育分野におきましては、厳しい環境にある子供たちの貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指し、中ほどの水色の細長い楕円にございますけれども、就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援する、就学後は子供たちに対する学習機会の拡充などの支援を徹底していく、また右の楕円にございますが、地域ぐるみで子供や家庭を支える体制を構築していきたいと考えております。こうした考え方に基づきまして、下段にありますとおり、就学前から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を実施していきたいと考えております。

続きまして、7ページです。

地域との連携・協働です。子供たちにかかわる課題が複雑化、多様化する中で、地域の方々には学校と力を合わせて子供たちを育てていただくことが求められています。下段の対策、左側が学校支援地域本部の設置促進や活動の充実です。右側は放課後児童クラブなどの設置促進、地域の方々に御参加いただきながら活動の充実を図るといったことを考えております。

続きまして、8ページです。

就学前教育の充実です。乳幼児期にいかにか質の高い教育、保育を受けるかが重要となっております。このため、下段の左側では、ガイドラインの策定と県内への普及、保育者の資質、指導力の向上などに取り組んでまいります。また、右上は、市町村の接続期カリキュラムの作成、実践を支援することによりまして保幼小の円滑な接続の推進に取り組んでまいります。

最後、9 ページです。

生涯学び続ける環境づくりです。基本方向の7から10に位置づけました大学、生涯学習、文化・芸術、文化財、そしてスポーツの振興の主な取り組みを記載しています。

続きまして、大綱及び基本計画の本文の構成について御説明をさせていただきます。

なお、基本計画は大綱の内容に加えまして具体的な事業や指標、さらに第6章事業実施計画を加えた内容になっておりますので、基本計画の本文で御説明をさせていただきます。

基本計画の案は4分冊になっております。

4分冊の一番上の冊子、表紙をおめくりいただきまして目次をごらんいただきたいと思っております。

第1章につきましては、基本計画の位置づけ、期間、進捗管理等です。計画期間につきましては、大綱、基本計画とも4年です。第2章は、子供たちの知・徳・体の状況などの教育の現状と課題を示しております。第3章から第5章までにつきましては、基本理念、基本目標、取り組みの方向性、施策の基本方向となっております。最後に、第6章は、事業の4年間の年度別の実施計画です。何をいつ誰がどのような形で実施していくかを明確化するものでして、本日は3分冊でつけさせていただきます。基本計画につきましては、全体で347ページの予定です。

なお、大綱につきましては、個別事業を記載しておりませんので、99ページの予定となっております。

続きまして、主な記載内容を御説明させていただきます。

32ページをお願いします。

第5章がここから始まるということです。

まず、基本方向1のチーム学校です。上の囲みが基本方向1の概要となっております。その下に、まず小中学校における知・徳・体に共通する課題、対策を整理しています。このチーム学校につきましては、小中学校と高校、特別支援学校とでは課題が若干異なりますので、それぞれ分けて対策を書き込んでいます。

なお、高校、特別支援学校の部分につきましては、51ページ以降に記載をしています。

32ページ、中ほどから少し上に網かけで知・徳・体共通の1つ目の課題を記載しています。これを解決しますため、下に対策として1-(1)学校の組織マネジメントを強化する仕組みの構築として対策の概要を書き、さらに主な取り組みを丸数字で表示をしておりますけれども、順次記載をしているという構成です。また、主な取り組みごとに下に具体的な事業も書き込んでいます。そして、33ページの中ほど、少し下に表がございます。対策1-(1)に係る指標です。左から2列目が現状の数値、3列目は参考の数値、右端に計画の終期でございます平成31年度末の目標を記載しております。この目標につきまし



て、課題や対策の状況などをきちんと点検評価をしますために可能な限り設定をさせていただいた。毎年度チェックをしましてP D C Aサイクルを回していきたいと考えております。

33ページの表の下には対策1－(2) 地域との連携・協働、それから35ページの一番上ですけれども対策1－(3) 外部・専門人材の活用の拡充といった形で順次記載をさせていただきます。

本文の説明は以上にさせていただきます。

続きまして、これらの案につきまして3月4日までパブリックコメントを行ったところです。教育政策課の赤いインデックスがついた資料1をごらんいただきたいと思います。

中ほどに2と書いて意見の数を書いています。8名、それから4団体、合計79名の御意見をいただいています。3には教育大綱等の項目ごとの意見の数を、そして主な意見と考え方につきましては次の2ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、1の数値目標に関する御意見ですけれども、考え方としまして、これまでも重点プランで目標を掲げさまざまな取り組みを推進してきたところです。子供たちが身につけた力を客観的、技術的にはかる指標として数値目標を掲げP D C Aサイクルに基づき取り組みを推進していくことは重要なことだと考えています。

続きまして、2の学校現場の実態とのずれがあるのではないかとの御意見につきましては、教育大綱等は本県教育の課題を深く掘り下げた上で、単なる理念だけではなく、課題の解決を担保する施策を書き込むことが必要と考えています。P D C Aサイクルを回し、仮に学校現場の実態とずれがございましたら、毎年度必要に応じて柔軟に修正をしていきたいという考え方です。

3のチーム学校に関しましては、チーム学校は、学校経営計画に基づき校長を中心に全教職員が目標や課題を共有し、方向性を合わせた組織的な取り組みを推進できる学校を構築しようとするものです。御意見にもあります学校と違いはないということで考えております。また、教科の縦持ちは力量のある教員や先輩教員が若い教員を日常的に指導することにつながりますし、外部の専門家や地域の方々のおかりすることにより課題への対応が図られることとなります。チーム学校の取り組みは教員の負担感の軽減や多忙感の解消などにもつながる取り組みであると考えています。

次の4の学校事務の体制強化と5の主権者教育の充実強化、大綱等においても必要な取り組みですので、それぞれ関係箇所今回追記、修正を行いました。

最後に、今後のスケジュールです。本日の委員会で御了解いただけましたら、大綱につきましては3月17日開催予定の第7回総合教育会議、基本計画は3月14日開催予定の第3回検討委員会において議論をした上で、年度内に策定していきたいと考えております。ま

た、策定後は市町村教育委員会や学校などへ早急に周知をさせていただきまして、大綱及び基本計画に基づくスピード感を持った施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

御説明は以上です。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 教育版の総合計画ということできちんとした基本理念があって、基本計画があって、次が実施という中で、課長から冒頭この大綱の方向性に沿って市町村教委とともに進んでいきますという説明がありましたが、これを策定するに当たって、市町村教委とはどういうやりとりで進んでいったか。

◎有澤教育政策課長 こういう形で案がまとまってまいりましたけれども、骨子等々、策定の最初の段階から、具体的には去年の秋ごろからですけれども、市町村教育長にお集まりをいただきまして、当時は大ざっぱな考え方でしたけれども、こういう形で考えているけれどもどうだろうかということで意見交換をそれぞれ3ブロックで開催をするとか、あとは徐々に形が見えてきております。12月には総務委員会でも御報告をさせていただきましたけれども、骨子ができた、その段階でも地教連の役員会とかいう場を使いまして周知をさせていただいて御意見を賜ってきたという状況です。

◎上田（周）委員 これは平成28年から4年間、この実施計画に沿って、もちろん財源もあろうかと思いますが、具体で進んでいくのに、やはり一線におられる市町村の教育委員会と、目的もそうですが、全ての共通認識を持ってないと、市町村ごとに格差が出てはいけないが、そこらあたりはどのようなふうか。

◎有澤教育政策課長 まず一つは、策定をしましたら、この内容を市町村教育委員会の皆さんに理解していただく取り組みが必要ですので、教育政策課の予算としては説明会に係る予算をとっております。平成28年度の当初予算につきましても一定、大綱と基本計画の柱立てに沿った予算立てというところで工夫もしてきたところです。一つは、教育政策課が持っている予算で地域教育振興支援事業費補助金がございます。そういった財源もうまく使っていただきながら、大綱、基本計画に書き込んだ内容に沿ってある程度方向性を合わせていただいて市町村にも自主的、主体的な取り組みもしていただこうと考えているところです。

◎上田（周）委員 その共通認識の中で市町村に説明しますよね。それを受けて、市町村版の大綱の策定は義務はないと思いますが、そのあたりはどうやっていくんですか。

◎有澤教育政策課長 市町村においても大綱は策定をしなければならないことになっていきます。去年秋ごろから市町村教育長とお話をする中では、県の大綱の方向も踏まえながらという意向もあるようでして、去年12月の段階で26市町村はもう既につくられたと、若干残っている部分もあると思いますけれども、一定そういう形で市町村教育長とお話をしな

がら今回の策定を進めてきた経過がございますので、市町村版の大綱の策定においてもこの方向を踏まえた形のものと考えていただいているところです。

◎上田（周）委員 それぞれ特色も違いますので、そのあたり御助言をよろしくお願ひしたいのと、もう一点、この大綱の概要をずっと説明いただきまして、それぞれ基本方向がありますが、やはり地域との連携・協働がポイントになってくると思います。7ページの学校と地域との連携・協働のあり方で、ポイントとなるのは地域住民等との連携ということで、今まででしたら社協とか区長会とかいろいろやっておると思いますが、ここで新たな地域住民等の組織、何か視点を変えた発想でやっていったらいいと思うんですが、そのあたりはどんなお考えを持っていますか。

◎有澤教育政策課長 1点目の市町村の特色を生かしてということで、市町村それぞれ、中でも地域によって教育に生かせる資源が違います。もっと言えば子供たちの課題も異なってくるだろうと、そういうことは当然あると思います。市町村の大綱の策定においては、そういったことをきちんと踏まえていただくことが重要ということで、市町村教育長とお話をする機会にはそういったことについても話をさせていただければと思っております。

それから、地域との連携・協働で、社協とか区長会とかというお話です。そこら辺は、大綱で書きましたのは、例えば婦人会とか青年団とか既存の団体もございます。そういうところが学校にかかわってきていますけれども、既存の社会教育の団体と学校がきちんと連携・協働が図れる形で進めていきたいと考えているところです。それについては今地域連携推進担当の指導主事を教育事務所、高知市に配置しておりますけれども、そういった指導主事を中心とした動きの中でさらに地域を巻き込んでいく動きをつくり出していきたいと考えています。

◎上田（周）委員 ぜひこれに基づいてよりよい方向へ進んでいっていただけるよう要請して終わります。

◎田中委員 先ほどの上田委員の質問にも関連することですけれども、これを実際に現場の先生方を含めてしっかりと普及していただくことが大事だと思いますけれども、これはでき上がった際には冊子にされると思うんです。例えば産振計画であればダイジェスト版をいろんなところで県民の皆様に広く配布したりもしているんですけれども、今後そういったことについての考えをお願いします。

◎有澤教育政策課長 本日お配りをしておりますカラー刷りの資料、大綱と基本計画の概要につきましては、概要版ということで印刷をするようにしております。もちろん全体像は本文を見ていただく必要がございますので、本文につきましては一定部数を印刷して全教職員にお渡しをする、あるいは市町村教育委員会もそうですけれども、この大綱、計画に直接かかわる方々には行き渡る形で印刷等々していきたいと考えております。

◎田中委員 ぜひお願いしますとともに、本当に、今特に地域との連携・協働もありますけれども、県民全体で共通認識を持ったままで県民運動となるように取り組んでいただきたいと思いますので、広く周知、啓発をお願いしたいと思います。

◎有澤教育政策課長 教育関係者に特化した言い方を失礼しました。やはり教育は県民全てで取り組んでいくことが非常に重要ですので、そこら辺さまざまな広報媒体ございますので、有効に活用しながら県民の皆様にもお知らせをしていくことで、県民運動的に盛り上げていければと考えております。

◎池脇委員長 ほかにありませんか。

(な し)

◎池脇委員長 質疑を終わります。

次に、教職員の不祥事について及び平成27年度高知県学力定着状況調査の結果等について小中学校課の説明を求めます。

◎長岡小中学校課長 私からは、教職員の不祥事について、そして平成27年度高知県学力定着状況調査の結果等について、この2件について御報告をさせていただきます。

総務委員会資料報告事項の小中学校課の赤いインデックスのところをお開きください。

まず、教職員の不祥事事案について説明をさせていただきます。

1 ページをごらんください。

この事案は、少年に対してみだらな行為を行った梶原町立梶原中学校教諭上田裕之30歳に対して免職とする懲戒処分を行ったものです。

その概要につきまして説明をさせていただきます。

同教諭は、平成26年12月28日の日曜日の午後0時ごろ、四万十市においてインターネットの出会い系サイトを閲覧していた際、少年から投稿があることを発見し、同少年にメールで連絡をとっております。そして、メールのやりとりをする中で、その日に会うことを約束したものです。そして、午後0時45分ごろ、同教諭は待ち合わせ場所まで来ていた少年を自家用車に乗せ、午後0時58分ごろに同市内のホテルに入り、同所において少年に対しみだらな行為を行ったものです。そして、午後2時10分にホテルを退出し、少年を待ち合わせ場所まで車で送り別れております。その後、同教諭が少年に連絡をとることはございませんでした。

そして、平成28年1月6日水曜日の午前7時ごろ、同教諭は中村警察署員に任意同行を求められ、午前8時25分、高知県青少年保護育成条例違反の事実が判明したことから、同教諭は通常逮捕されております。

同教諭の行った行為は子供の人権を侵害する極めて悪質なもので、教諭としてはもとより、社会人としてあってはならないものです。また、この行為は高知県青少年保護育成条例に抵触するものであって、子供たちの尊厳を率先して守りその成長を支援していくべき

教員がこのような行為をとったことの社会的影響は極めて大きく、同教諭の行為は教育公務員としての社会的信用を著しく失墜させるものであり、到底許されるものではございません。このため、平成28年2月5日付で同教諭に免職の懲戒処分を行いました。

以上が1点目となります。

2点目です。資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

本年1月12日に実施をしました平成27年度高知県学力定着状況調査の結果についてです。

まず、この2の調査の対象に示しておりますが、この調査は小学校の4、5年生、中学校の1、2年生を対象に実施したものです。今回この調査に参加した児童生徒数は、学年や教科により違ってはいますが、最少4,586人から最大5,401人までとなっております。そして、参加学校数は、県内の全ての公立小中学校が対象でして、小学校195校、中学校107校が参加しております。調査実施教科は、この4ページの下3に示しておるところです。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

6ページの上段には小学校4年生、下段には中学校1年生、7ページ上段には小学校5年生の結果、下段には中学校2年生の結果を教科ごとに示しております。また、小学校4年生、中学校1年生は調査を開始した平成25年度から、小学校5年生、中学校2年生は同じく調査を開始した平成24年度からの結果を示しております。

この調査においては、これまでに実施されてきた全国学力・学習調査などから課題として上げられた内容や、これからの時代に求められる学力を考え出題をしておるところです。そういったことから、難易度にも違いがございまして、昨年度、一昨年度と比較して上がった、下がったということは一概に述べられるものではございません。ただ、総じて述べますと、特にこの7ページの小学校5年生の国語、あるいは中学校2年生の国語など、国語につきましては正答率も年々高くなってきているところから、学力の定着状況の改善が徐々に進んできているものと考えております。一方、算数・数学、社会科、理科、外国語につきましては、正答率が横ばいであったり、教科によっては難易度も高く、結果としてダウンをしているものもございます。このようなところから、今後も課題の分析を行い、指導方法の研究や授業改善を進めていかなければならないと考えているところ です。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。中核市である高知市以外の各教育事務所管内別の結果を学年ごとに載せておるところです。

10ページから25ページまでは、学年、教科別の正答の状況や本年度の結果から課題として上げられることの詳細を載せております。

まず、10ページ、11ページは、小学校4年生、5年生の国語ですが、正答数の上の分布

グラフが正規分布に非常に近く、またそれも一番高いところが少し右に寄っていることから、学力の定着状況が改善してきているものと考えております。

あわせて、16ページ、17ページをお開きください。

ここには中学校の国語を載せております。これも小学校の国語と同じような山の形状が見られ、学力を伸ばしてきている生徒が増加してきていることが述べられると考えております。

20ページ、21ページをごらんいただきたいと思います。

これは中学校1、2年生の数学の結果を載せております。先ほどの国語と比較しまして山が低く、また度数分布の幅も広がってきています。山というよりもむしろ台形に近くなっています。つまり、算数・数学におきましては小学校の中学年のころから学年が上がるにつれて学習内容が十分にできていない児童生徒が徐々にふえ、学習内容が難しくなる中学校において二極化してくる状況が考えられます。

また、18ページ、19ページには中学校の社会、22ページ、23ページには中学校理科、そして24、25ページには英語の状況を示しております。それぞれに教科は違いますが、これらには共通の課題があると考えております。例えば、理科であれば実験結果から述べられることを説明する、あるいは社会であればこの社会現象はなぜ起こったのかを説明する、またその影響を説明するといった現象と現象をつなぐ関係を自分の言葉で説明するといったことに課題があります。単に暗記してそれを適宜アウトプットするだけではなく、獲得した知識や考え方を持って課題解決に向け考え、判断し、表現する力を養わなければならないと考えております。そして、このような力を育成するために日々の授業を改善していくこと、そしてなぜと問い続ける授業をつくっていくことが必要となってくると考えております。

このようなところから、27ページにも示しておるところですが、全校体制で授業改善サイクルを動かすことが必要で、今回の調査結果を受け、学校においては自分たちの授業や取り組みがどうであったのかを検証し、どこをどのように改善するかを考えていかなければなりません。また、28ページには教育長コメントを載せておりますが、この中で、県教育委員会としましても、今後組織的に授業力の向上や授業改善に取り組むチーム学校の仕組みを構築するよう支援を行っていくと同時に、厳しい家庭環境にある子供たちや学力が十分に身につけていない子供たちに学習意欲の向上を図り基礎学力をしっかりと定着させるため、地域の方々の御協力もいただき、地域と学校が力を合わせて子供たちを支え育んでいく取り組みを充実させてまいりたいと考えております。

また、今回の県の学力定着状況調査の実施に当たりまして不適切な事前指導がありましたことについて、あわせて御報告をさせていただきたいと思っております。

29ページをごらんください。

これは平成28年1月8日、中部教育事務所管内の中学校で発生したものです。その概要につきまして説明をさせていただきます。

平成27年度高知県学力定着状況調査問題は、調査実施日、1月12日の前の1月7日の木曜日に学校に届けられております。各学校では、校長の指導、管理のもと、必要部数等の確認や実施に向けての打ち合わせを行い、その後、調査問題を金庫または施錠のできる部屋で厳重に保管することになっております。

当該の中学校においても、調査問題が届けられました午前10時30分ごろに校長及び複数の教員によって点検が行われております。その後、生徒分の調査問題は校長室に保管されましたが、予備の調査問題については仕分けされ、職員室の施錠していない教職員用のロッカーにしまわれておりました。そして、午前11時40分ごろ、当該の英語担当教員は、同教科の調査においてどのような問題が出題されているのかを確認したいと考え、管理職の了解を得ることなく職員室のロッカーにしまわれていた調査問題を取り出し目を通しました。その中に、これまでの授業において十分に指導をしてきていなかった内容があることを発見し、生徒がこの問題に対応できるか心配になり、調査実施日までに生徒に指導することを思い立ちました。そして、同教諭は、この日に調査問題と酷似した練習問題プリントを作成し、翌1月8日金曜日に当該学年生徒に配布し、連休中に学習するよう指導したものです。

高知県学力定着状況調査は、児童生徒の学習内容の定着状況を把握し、子供たちの学習課題の克服に役立てて学力の確実な定着を図ること、また分析結果を教員の指導方法の工夫改善や学校の学力向上の取り組みの検証に生かすことを目的として実施するものです。当該教員のとった行動はこのような本調査の目的を十分に理解したのではなく、調査の目的を損なう不適切なものであり、遺憾であると考えております。

このようなことから、当該教員及び管理職に対しては、当該市町村教育委員会において同調査の目的についての再確認を行い、また管理、実施体制の是正を図るよう指導するとともに、厳重な注意を行いました。また、県内の各市町村長に対しては、各学校が同調査本来の目的に沿って適切に実施するよう再度この目的について周知徹底をすると同時に、管理体制についての見直しを依頼しているところです。あわせて、私どもとしましても、調査の実施手順や保管方法など見直すべきところはないのか検討を行っていくこととしております。そして、このような全国や県の学力調査をより有効に活用するよう取り組み、本県の子供たちに学力を、生きる力を確実に育てまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎中根委員 県版の学力定着状況調査はなぜ1月の初めにやるようになったのか教えてください。

◎長岡小中学校課長 これは、小学校4年生、5年生、中学校1年生、2年生で行いますので、その1年間の間に確実にその1年間でやらなければならない内容が身についているかどうかを確認して、その上で2月、3月の中で不足分を確認して新たな学年に送りたいというところで1月としたところです。

◎中根委員 それぞれの先生方がどの程度子供に力がついているかを見る、それを分析して指導に生かす、その期間が、実質2カ月ないですけど、と考えれば、先生方に相当のプレッシャーがあって、成績を上げなければとか、いい意味で自分の実践を振り返って、これが足りなかったという捉え方をして一事案が起こっていることを考えると、学力を定着させることが中心で、競争して平均値をとってということではないということを経験も含めて、教育委員会が本来やろうとしたことをもう一度徹底する必要があるんじゃないか。それについて一喜一憂するのではなくて、必ず実践に生かすことが大事ですと、その中身が欠けてくるとこういうことが起こってくる。だから、学テなんかでも過去問題などを一生懸命やっている実情はありますよね。だから、子供たちにきちんと向き合って足りないところをきちんとフォローするという本来の姿をもう一遍確認をしていかないと、多忙をきわめる中で採点をした、中身をさらに教育委員会に出し、それをまた分析し。このテストのあり方については私たちもいろいろ意見はありますけれども、現在やっている中でさらに先生方が追い込まれ、子供たちが追い込まれ、何だかおかしなことが起こってしまったみたいなことがないようにぜひしていただきたいと思います。

◎長岡小中学校課長 こういう学力調査は、当然子供たちにしっかりと学力を身につける、そして生きる力を育てていくことが何といても第一の目標です。そのために日々の授業であったり取り組みであったり施策を考え直していかなければいけない、そのために生かしていきたいと考えてところです。あわせて、やはりこれを実施した先生だけの問題では当然ないです。例えば中学校2年生のA組を教えている先生、数学の先生の問題ではなくて、学校体制、あるいは数学の教科の担当が集まって教科会としてこれを解決していかなければならない、そういう意味でもチームでみんなが目の前の子供の学力をつけることに一生懸命にならないといけないと考えています。

◎中根委員 そのとおりだと思うんです。ただ、そう考えなければならぬところを、私の力が足りないためとか、こんなはずじゃなかったと責任感のある方ほどそう思われるのが普通だと思います。ですから、チームを率いる管理職の考え方や、その先生と子供の力関係だけではなくて、社会を背負って、家庭を背負って子供は学校に来ますから、そういった意味で意欲も引き出しながら指導する余裕がないと、学力そのものを上げることができないと思うので、子供に寄り添うゆとりを先生方が持ちながら力をつけていく、そういう教育委員会のスタンスをどうつくるか、ぜひ具体的に考えていっていただきたいと思います。



◎池脇委員長 各教科で正答率に違いが出てきています。特に小中学校を合わせて国語の正答率が非常に高い、社会、理科の正答率が低い傾向がはっきりしているわけですが、国語については小中学校の国語担当の先生方の独自研修、発表会等を非常に精力的に行われております。そういうところの差が出てきているのかと、このことが授業展開に生かされているのではないかと、だから、独自のそうした教科による研修、発表等の充実度とここの正答率の差がある程度相関性があるんじゃないかと思えますけれど、この点についていかがでしょうか。

◎長岡小中学校課長 今委員長がおっしゃったことに本当によってくると思えます。例えば県内の各学校がそれぞれにテーマを持って1年間研究をするというのがございます。そうしたときに国語、算数・数学という傾向が多いです。あわせて、例えば民間の研究団体である土佐教育研究会がございしますが、こういった中へ参加している先生の割合についてもやはり国語とか算数が多くて、社会、理科が少ない状況がございします。社会科、理科の今の授業がどんなものなんだ、どういう授業でなければならないのかという勉強が少し足りていないと思えます。そこにつきましては、教育課程研究校として各教科の研究校もつくって勉強もしているところですが、ますます理科、社会については充実していかなければならないと考えております。

◎池脇委員長 国語と算数・数学はある意味一貫性と、単元別の違いがありますけれど、くくれるんですけども、社会と理科については歴史とかそれぞれ項目が非常に違うというくくりになってきています。その中で、研修をするにしても社会科というくくりで研修をするよりも、歴史、あるいは政治経済と細分化されてきている、だから研修の仕組みが教科によって少し違っているんじゃないかという点があるんですが、そうした影響はあるのでしょうか。

◎長岡小中学校課長 そこは、例えば大学等で勉強してきたのは、例えば私の専門は歴史とか、あるいは地理とかということはあると思えます。ただ、中学校においては当然社会科の先生として全てを教えなければならない、そういう意味で、やはり先生によって得手不得手は確実にあって、その辺の影響は考えられるところだと思います。

◎池脇委員長 社会の先生、理科の先生も、社会と理科という意識で、その中の専門性は置いていただいて、どの分野でもしっかり授業が担当できるように研修を積む必要があると思うんです。意識変革をしっかりしていただくことが重要になってくると思えますけれども、その部分がどうも徹底されていないのではないかと思いますので、県教委としましてもそうした点に課題を置いて対応をしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

◎長岡小中学校課長 特に理科等につきましては、来年度から、社会科もそうですが、授業改善プランを最低各学校に書いていただいて、それについて指導主事等が訪問して授業

がどうあるべきなのかという研修を実施していくようにしております。そういう中で、理科の本質とはどういうものか、社会の勉強の本質はどういったものかを指導主事と学校とで一緒に勉強していただきたいと考えます。

◎池脇委員長 あと一点、理科と社会に共通しますけれども、理科であれば実験の回数、社会であれば例えば世界地図をしっかりとだして、あるいはそれにかかわる附属教材等を提示して説明をすることが必要ですけれども、今の学校にはそういう教材が非常に少ないように思います、視察をさせていただいたら。小中において実験が十分されているのかというと、どうも板書中心になってきているような感じも受けますけれども、そのあたりの実態はいかがですか。

◎長岡小中学校課長 特に理科については、備品調査が4年に1度ぐらいずつあるわけですが、昨年、ことは実施されておられません。ただ、委員長が言われるように我々も学校訪問をして理科の授業を見せてもらうことがあります。その中で、理科の授業が教室で行われているといったことは結構あるところです。理科室の整理整頓の状況なんかも見ていきますけれども、十分な状況ではない学校もございます。あわせて、教員自身がどれだけ実験になれて実験を勉強しているか、そこも不安になってくる場所ですので、特に小学校の教員等の理科の実験等については研修も実施していきたいと思っております。

◎池脇委員長 理科については理科室でしっかり実験ができるように用品の充実と、社会科においても教具をしっかり整えて活用するという授業の充実をぜひ図っていただきたいことを要請しておきます。

質疑を終わります。

次に、統合校の校名検討の進め方について高等学校課の説明を求めます。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 お手元の資料の赤いインデックス高等学校課の報告事項1ページをごらんください。

昨年度策定しました県立高等学校再編振興計画で決定した統合校の校名検討の進め方について御説明させていただきます。

この計画で統合を決定したのは高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合、それから須崎工業高等学校と須崎高等学校の2つの統合です。計画策定の経過の中で、校名については、学校関係者の皆様の思いがそれぞれ強いことから、一旦棚上げをさせていただきました。その際に、計画では両校の学校関係者の意見を聞くこと、県民の意見を聞くこと、平成28年度末までに県教育委員会で検討し決定するとしておりましたが、その下の括弧にありますように、統合に向けての準備期間を考えますと遅くとも平成28年12月議会までには校名に関連する議案を御提案させていただく必要がございます。

次に、2の高知県立学校の校名に関する検討委員会について御説明させていただきます。

校名の取り扱いを検討するには、県教育委員会内部で行うのではなく、透明性を確保するために外部委員会を設置し、公開の場で協議を行っていくこととしました。メンバーは、大学教授や弁護士、教育関係者などの7名となっており、先月開催しました第1回会議で会長に西郷和彦氏、副会長に時久恵子氏が選ばれました。

次に、3の統合校の校名決定スケジュールについて御説明します。

次の2ページをおあけください。

検討委員会で公正に統合校の学校関係者及び県民の御意見をお聞きしながら校名の取り扱いについてゼロベースから検討を進めていくために、まずは校名の決め方から決めていくことにしました。第1回の会議を2月22日に開催しまして、検討委員会委員に今後校名候補を検討していただくために、計画策定に至る経過、統合校の目指す姿、教育内容などを御説明した後に、校名候補決定までのスケジュールを確認していただき、委員の皆様はこの進め方について御了解をいただいたところです。次の第2回会議では統合校の校友会会長などの卒業生代表者、それからPTA会長の保護者代表者から校名候補の決め方に関する御意見をお伺いし、第3回で校名候補の決め方、県民の意見をどのように聞くのかを決める予定です。その後、この決め方に基つきまして県民に御意見をお伺いした上で、第4回では県民の意見結果を確認し、統合校の代表者の皆様からも御意見をお伺いした上で、第5回に校名候補を決定する予定となっております。その後、検討委員会で検討した校名候補を教育委員会に報告し、その報告をもとに県教育委員会で校名を決定後、先ほど御説明しましたように平成28年12月議会までに条例改正を御提案させていただきたいと考えております。

私からの報告は以上です。

◎池脇委員長 質疑を行います。

(なし)

◎池脇委員長 質疑を終わります。

次に、高知県立特別支援学校再編振興計画第2次(案)について特別支援教育課の説明を求めます。

◎川村特別支援教育課長 総務委員会資料報告事項の赤いインデックスの特別支援教育課の資料をごらんください。

病弱特別支援学校の課題解消に向けまして、これまで検討委員会なども立ち上げまして検討を行ってまいりました。事務局の案が大体でき上がりましたので、きょう御報告を申し上げます。総務委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

その資料にありますとおり、今回検討の主な対象としましたのは高知江の口養護学校です。昭和48年に開校しまして、当時高知赤十字病院に入院する長期療養の児童生徒に教育

を保障するために隣接して建てられた学校です。開校当初は、腎臓、心臓、ぜんそくといった慢性疾患によりまして高知赤十字病院に入院し、長期療養しながら教育を受ける児童生徒が60名から70名程度在籍をしておりました。

この資料の18ページをごらんください。

折れ線グラフがあると思いますが、グラフの上をごらんください。

医療等の進歩によりまして長期療養の生徒は年々減少しまして、江の口養護学校の児童生徒も減少してまいりました。

19ページの下の方の棒グラフをごらんください。最近では慢性疾患の児童生徒が一桁台で推移をしております。しかも、近年の慢性疾患のお子さんは、高知赤十字病院に入院とか通院ではなく、高知赤十字病院以外の病院を主治医としまして通院などしている病状の軽い子供が在籍している状況です。したがって、医療との連携につきましてはそれぞれの病院の主治医との関係が重視されまして、高知赤十字病院との関係は緊急なときがあった場合のみの対応という連携が今の形です。

慢性疾患にかわりまして現在この学校で増加しておりますのが心身症などの心の面、あるいは精神面での病気を発症する児童生徒です。転換点となったのは平成14年9月でした。国は就学基準を変更するとともに、心身症、あるいは鬱病、適応障害などを病弱教育の対象の疾患として新たに示しております。また、病弱対象は入院する子供に限定しないということを改めて示しましたので、平成15年あたりから江の口養護学校にも心身症の児童生徒が入学するようになってまいりました。年々増加しまして、最近ではさまざまな病院に通院する心身症等の子供が8割を占めている状況が続いております。

平成25年10月に出されました国の最新の資料で、発達障害の子供が思春期以降に心身症などを発症し、小学校高学年、中学校、高等学校から病弱特別支援学校に転校する児童生徒が増加していると報告されております。江の口養護学校に在籍している心身症などのお子さんにつきましてもほとんどが発達障害の診断をあわせ有しておる状況でして、心身症がふえている、発達障害と心身症をあわせ持つお子さんがふえているという国の報告と同様の状況になっているということです。

検討委員会で参画していただきましたドクターからも、以前のように慢性疾患、長期療養のお子さんがこれから増加していくことは考えにくいけれども、慢性疾患の罹患率は減少していないと。ですから、現在江の口養護学校に在籍している症状の軽いお子さんは数は少ないけれども当面入学は見込めるのではないかとということ、一方、心身症等のお子さんにつきましては今後増加していきだろろうという御意見もいただきました。

こうした児童生徒の病状がすっかりと変わってまいりましたので、子供たちの運動規制や生活規制の質も非常に変化をしました。在籍児童生徒の実態や教育的ニーズは非常に多様です。こうした児童生徒の教育的ニーズに対応し、卒業後の進路を保障していくための

教育内容や施設設備に現在課題が生じているということです。

そこで、検討委員会も立ち上げまして、今後江の口養護学校が行うべき教育、備えるべき施設設備、果たすべきセンター的役割などにつきまして御意見をお伺いし、また教職員、児童生徒保護者アンケート、後援会、同窓会などの意見交換などの意見も踏まえ、意見のまとめを11月13日にいただきました。このいろいろな立場からの貴重な御意見を尊重し、県としての考えは、これまで蓄積してきた慢性疾患の教育環境を維持しつつ、現在増加傾向にある心身症や発達障害をあわせ有する子供たちへ十分に対応できる教育内容、それから教育環境を整備し、専門性を一層向上し、その専門性を小中学校等に対してしっかりと提供していくと、これがこの学校に課せられた使命であるという基本的な方向をもちまして再編振興計画案づくりに取り組んでまいりました。

最初の資料に戻っていただきまして、この資料の一番右の囲みが再編振興計画の案の概要です。検討委員会の意見をほぼ網羅し、現在、また今後入学が見込まれる児童生徒の実態と多様な教育的ニーズに対応すべき教育内容、施設設備を整備することを対応1に示しております。対応2につきましては、高等部に柔軟な教育課程を編成し、進学以外の進路希望にも対応していくこと、対応3では、医療機関や相談機関、専門家と連携した教育の充実を図ること、対応4につきましては、安全で安心な教育環境をつくっていくこと、対応5につきましては、今後果たすべきセンター的機能として相談支援の強化とともに小中学校等の児童生徒に対して籍を移すことなくこの学校に来ていただいて専門的な教育を提供するいわゆる通級による指導という新たな取り組みを推進していきたいということを示しております。

24ページをごらんください。

現在の江の口養護学校です。このように従来の慢性疾患のお子さんの入学を見込んで建てられた学校ですので、校舎と狭い体育館と寄宿舎があるのみです。ここで対応1にあります施設設備の整備を確実に推進することは困難であること、また対応4に示したとおりこの場所は津波、長期浸水にも該当していること、また隣接する高知赤十字病院が移転すること、そういったことも踏まえまして移転整備が必要ではないかと考えました。

27ページをごらんください。

現時点で適地と考えましたのは大原町教育センター分館の敷地です。上の図ですけれども、①が学校校舎になります。ここにグラウンド、体育館を整備することが可能であること、それから近隣には③の市営プール、市営グラウンドといったより運動面の学習の保障が可能であること、またここは南海トラフ津波浸水が30センチ未満で建物のかさ上げによる対応が可能であること、医療機関につきましては1キロメートル以内にこの学校の児童生徒に関係する診療科目のある病院があること、隣接にはなりませんでしたが、現在及びこの先の入学が予想される児童生徒の実態から、近隣の病院との連携や学校に学校

看護師を配置することにより健康安全面は確保できると考えました。また、高知市中央部、交通の利便性が比較的よいこと、保護者の送迎などもしやすいこと、卒業後の進路を見据えインターンシップなどの実施も比較的容易であることもメリットとして考えました。

次に、寄宿舎です。寄宿舎につきましては、万が一に備え夜間の救急対応の可能な医療機関を一番に重視しました。そうなりますと、候補としましたのは越前町にあります自活訓練棟という県の施設がありますけれども、その敷地に移転整備を考えました。こちらには400メートル、500メートルの範囲内に複数の救急対応の総合病院がございます。また、近くに心療内科、精神科の専門病院もあり、夜間の緊急時の対応や平時寄宿舎生が通院することも考えられますので、そういった対応が容易なことから適切であると考えました。

寄宿舎と学校ですけれども、1.4キロメートル離れております。これにつきましては、スクールバス等の運行も検討しておりますので、自力での通学が困難な児童生徒につきましては、学校と寄宿舎間を路線で結び、移動手段を確保することを考えました。

なお、医療機関とより密接な連携が必要なお子さんが病弱の特別支援学校に通学を希望した場合につきましては、上の図の⑨、朝倉西町に国立高知病院がありますけれども、ここには隣接して特別支援学校の分校がございます。現在は肢体不自由の分校となっておりますけれども、この学校へ新たに病弱の通学生の受け入れを開始しまして、病状により保護者に江の口養護学校、あるいは国立高知病院分校が選択していただけるような柔軟な対応を行っていきたいと考えております。

以上で特別支援教育課からの説明を終わらせていただきます。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎中根委員 いろんな御意見を聞きながらつくっていただいているわけですが、病弱の方の状況が出てきたときに、国立高知病院の現在の分校は何学級でしたか。

◎川村特別支援教育課長 小中学部がございます。肢体不自由の分校ということになっております。

◎中根委員 そこに病弱もくっつけると、そうした点では、先生の配置とか、部屋の確保は十分な施設ですか。

◎川村特別支援教育課長 まず、教員の配置の関係になりますけれども、病弱部門と肢体不自由部門を分けますので別々の配置になります。それから、施設設備につきましては、ここでは既に国立高知病院に入院するお子さんに一部対応も行っておりますので、そのための教場がございますので、そこに新たに通学生を受け入れるというものです。

◎中根委員 あと肢体不自由といえば子鹿園分校などがありますけれども、いろんな議論をするとき子鹿園との関係などは余り議論はないんですか。

◎川村特別支援教育課長 直接子鹿園分校がこの検討委員会の検討の中で俎上に上がったことはありませんでしたけれども、発達障害も背景にあるお子さんがおられるということで、隣にある療育福祉センターと連携をとることは重要であるという御意見はいただきました。

◎中根委員 結局障害のある、また病弱の子供を持っている保護者も含めて安全な学校体制をつくる必要があるので、これからもしっかりした意見を聞きながらさらに練り上げていただきたいと思います。

◎川村特別支援教育課長 江の口養護学校ですけれども、移転を考えておりますところが隣接ではなく近くにあるということになりますので、医療機関との連携は学校看護師の配置も含めこれから十分に安全面に気をつけてやっていきたいと思っております。

◎中根委員 ぜひお願いします。

あと寄宿舎をつくるのであれば、本当にいいものをつくってもらいたいという思いがありまして、県産材を使って呼吸をしている家をつくって、化学物質過敏症なんかにも対応できるような、アトピーにも対応できるような寄宿舎をつくる必要があると思っておりますが、教育長も含めてこういう点ではぜひ努力をお願いしたいんですけど。

◎田村教育長 県の木材利用の推進計画がありますので、基本的に公共建築物については木造、木造ができない場合でも最低限内装は木質化するという方針になっています。そういった方針に沿って取り組むことになると思います。

◎池脇委員長 江の口養護学校は病弱、身体虚弱の児童に対する学校ですが、高知赤十字病院に隣接して、しかも校舎と寮が併設されている形態の学校です。今回の案につきましては、その形態が変わります。それぞれが併設でなくなってきておるんですけども、形態の変化によって、本来の病弱者の子供たちの受け入れと対応について課題はないのか、この点について。

◎川村特別支援教育課長 従来は病院が隣接し、寄宿舎もありという学校が、今回はそれが必ずしも隣接ではなく近くにあるという状況になります。これにつきましては、子供たちの病状の変化が一番大きいということです。今は、医療との連携のあり方はそれぞれのお子さん方のかかっている主治医との連携がメインになってきています。高知赤十字病院につきましては何かあった場合の対応です。これが仮に今回移転したとしても、それぞれの主治医との連携は変わらないこと、それから何かあったときにつきましては近隣の医療機関と連携して対応していきましょう、あるいは学校に看護師を配置して安全面を確保していきましょうというものです。

また、寄宿舎につきましても、本来病弱のお子さんの特別支援学校の寄宿舎につきましては、従来から寄宿舎生は比較的病状が軽いお子さんでした。慢性疾患がたくさんいたときもそうです。一定期間入院や長期療養が終わって家庭に帰る、でもその家庭に帰った地

域で十分な医療が受けられないというところで、寄宿舎に在籍してそこから高知赤十字病院へ通うということでした。現在は寄宿舎生が3名です。通学の状況などを見ますと、慢性疾患のお子さんは保護者の送迎、バスの通学、あるいはJRの通学、寄宿舎生はゼロという状況です。こういった状況もありますので、仮に少し離れていたとしてもバス等で通学手段を確保することによりましてドア・ツー・ドアになりますので、病状への配慮はそういう形で十分できるのではないかと判断をしました。

◎池脇委員長 文部科学省がこういう学校等について心身の関係の子まで受け入れるというふうに緩和をしてきた流れで、全国的にそうした子供がこうした学校に入るようになってきている傾向はあると思います。これは本県だけの特徴ではないと思います。全国的な流れとして、実態はどうですか。

◎川村特別支援教育課長 心身症のお子さんは、本県だけじゃなく全国的にふえておりまして、これまで病弱の特別支援学校は著しく生徒が減ってきましたけれども、平成15年あたりからかなりふえておる状況があります。従来は病弱の学校ですから医療機関に隣接の学校がほぼ100%近くでしたが、最近は病院と隣接でない、あるいは病院が移転してそのまま学校が残る、あるいは新たな心身症等の対応のために病院に隣接じゃないところに学校を設置する、あるいはほかの障害者別とあわせて学校を受け入れるという対応が現在進んでおりまして、必ずしも医療機関と併設でない学校が、これは数はまだ少ないですけれども、ふえつつある状況はあります。

◎池脇委員長 心身症等の児童生徒の特徴が発達障害をあわせ持っている子供が多いということで、その子供たちは基本的に不登校の経験による学習不足という御説明がありました。不登校というのはなかなか学校に出られない子ですね。そういう子供が、寮が離れておったら同じ傾向が出るのではないかと、併設しておればそのまま学校に行けますから、こういう子供にとってみたら寮が併設をしているほうがよりいいのではないかと思いますけれども、その点はどのようにお考えになっておられるんですか。

◎川村特別支援教育課長 不登校のお子さんが、江の口養護学校に転校している現状はあります。不登校のお子さんがこの学校へ転校してこられて、大体のお子さんは江の口養護学校で通学できるようにはなっております。ただ転校してもなお不登校の状況が続いているお子さんも数名おるといふ実態はございます。寄宿舎ですけれども、そもそも自宅が遠方のお子さんの通学を保障するという形で設置された施設として、必ずしも不登校のお子さん対応ということではありません。現時点では不登校のお子さんが入舎している状況はなくて、今3名のお子さんが入舎しておりますけれども学校に通っている状況です。今不登校で、江の口養護学校に転校してもなかなか来られないお子さんにつきましては、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーと連携して学校が対応を行っておるところです。



◎池脇委員長 現敷地が4,364平米、新しく予定している大原町ではどれぐらいの平米の建物の敷地を予定されておるんですか。

◎川村特別支援教育課長 学校舎につきましては、今は3階ですけれども、いただきました御意見、あるいはこれからの整備を考えますと4階ぐらいになるほうがいいのではないかと考えております。それから、敷地につきましては、グラウンドを2,000平米ほど確保したいと思っております。また、体育館につきましては、既存の体育館がございます。これにつきましては1,000平米を超える非常に広い体育館です。今の2倍弱ぐらいですので、これとグラウンドを合わせて十分な運動が保障できる。さらに、近くに市営プール、市営グラウンドがありますので、そちらも活用して運動面を保障していきたいということで、今の敷地プラス運動場2,000平米ぐらいの敷地を考えております。

◎池脇委員長 現在、大原町には心の教育センターがあります。ここの全体の敷地はどれぐらいで、そのうちのどれぐらいを学校として使うお考えですか。

◎川村特別支援教育課長 8,629平米が今の心の教育センターと教育センター分館を合わせた敷地です。学校が移転して使うのは6,712平米ぐらいを現時点で計画しています。

◎池脇委員長 心の教育センターはこれからその重要性がますます増してくると思います。しっかり独立性を持って対応をしていかなければならない、SC、あるいはSSWにしても、一元化に相談を受けて対応することになるろうと思います。

質疑の途中ですが、ただいまから東日本大震災で犠牲となられました方々の御冥福をお祈りするため、1分間の黙禱をささげます。

御起立をお願いします。

(黙 禱)

◎池脇委員長 黙禱を終わります。御着席ください。

それでは、質疑を続行いたします。

その意味で、心の教育センターも一定の敷地は必要かと思えます。その案分については、心の教育センターの今後の機能強化を含めた上で使う面積等も工夫をしてぜひ検討をしていただきたいと思います。この点は教育長にお聞きしたいと思います。

◎田村教育長 委員長がおっしゃるように、このたびワンストップ・アンド・トータル機能を持つ教育センターということで、それとあわせて県内のセンター的な機能を果たしていくことが必要になってまいります。今は、もともとの保育短大の保育所の施設をそのまま使わせていただいていますので、やはり機能強化に合わせた施設整備が必要になると思っています。今委員長おっしゃられたことを受けとめて、ぜひ検討させていただきたいと思います。

◎池脇委員長 漏れ聞くとところでは、学校の建物の中に心の教育センターが配置されると

いう声も聞いていたんで、これはあくまでも校舎と切り離れた形で独立性を持ってきちんと機能するように建て分けていただきたいと思いますので、あえて聞かせていただきました。

ほかにありませんか。

(な し)

◎池脇委員長 質疑を終わります。

次に、新図書館等複合施設の整備状況と知の拠点としての新図書館サービス検討委員会等について新図書館整備課の説明を求めます。

◎国則新図書館整備課長 報告事項、新図書館等複合施設の整備状況と知の拠点としての新図書館サービス検討委員会などについて御説明をさせていただきます。

お手元の資料、新図書館整備課のインデックスのついた1ページをお開きください。

まず、免震装置の変更につきましては、経緯のところに記載をしておりますが、今年の6月下旬から検討を開始し、今年の9月中旬にブリヂストン社製の免震装置が安全性能を満たし、かつ最も原設計への影響が少ないと設計事業者である監理JVから中間報告がございました。その後、性能評価機関への申請の準備を行う中で、ブリヂストン社製とオイレス工業社製での組み合わせが最も適当であるとの判断に至り、これを受け、性能評価機関による建物の構造性能の評価や国土交通省の建物の大臣認定、高知市の計画変更通知の手続を行い、2月26日に無事終えることができました。

変更後の免震装置につきましては、ブリヂストン社製のGの0.39というタイプの免震ゴム68基とオイレス工業社製の鉛プラグ入り積層ゴム1基、油の粘性を利用して振動を和らげるオイルダンパーが8基のほか、新たに転がり支承という任意の方向に動ける装置3基を組み合わせたものになっております。

また、免震装置の変更に伴う原設計への影響につきましては、1階と2階との間にある免震層の床や天井の鉄筋の補強など部分的なものに抑えることができました。

現在、帯屋町2丁目アーケードから南北に抜ける遊歩道を通して追手前高校の時計台が見えておりますが、オーテピアが完成しますと隠れて見えなくなります。このことについて、オーテピアの建設計画を見直してはどうかとの御意見がございました。時計台が見えるよう設計を変更しますと、建物の規模縮小による機能面での影響に加え、免震装置問題などで延びた完成時期がさらにおくれますことや、手戻り工事による費用も発生するなどの問題がありますことから、建設計画の見直しは困難であり、今後は免震装置見直し後の設計に基づき工事を進めてまいりたいと考えております。

次に、2の今後のスケジュールについてです。

現在、できるだけ早く工事の再開ができるよう工事関係者と準備を進めているところですが、建築主体工事は4月から、設備工事は5月から再開したいと考えております。ま

た、免震装置の設置に関してですが、7月下旬に納品、8月に設置を行う予定にしております。昨年7月の総務委員会において工期のおくれが1年から2年と報告をしましたが、原設計への影響が少なかったことや申請などの手続が当初の見込みよりも順調に進みましたので、1年程度のおくれで済むと考えております。このため、工事が順調に進みますと、平成29年12月に竣工し、建物の引き渡しを受けた後、県立図書館や市民図書館などからの引っ越し作業などに伴い、現時点においては平成30年夏ごろに開館ができるのではないかと考えております。県民、高知市民の皆様にも愛されるオーテピアを一日も早く開館できるよう県、高知市で力を合わせ取り組んでいきたいと考えております。

2 ページをお願いします。

3 の補償についてです。

東洋ゴム問題による補償交渉を進めていくため、昨年8月以降、県、高知市、全ての工事関係者と東洋ゴム工業とで話し合いを行い、合意書の概要のところに記載をしておりますが、補償の範囲や支払い方法などを定めた合意書をことし1月20日に締結をしました。

今後の対応についてですが、県の補償につきましては、設計や工事といった工期に直接影響を及ぼすものではなく、例えば図書館情報システムのサーバー室の賃借料など工期のおくれに伴う間接的な費用や損害などが主です。また、費用の算定に当たっては、工期や開館時期が関係しますので、現在補償項目の洗い出しや概算の算出など、補償の話し合いに向けて準備を進めているところです。今後も弁護士とも十分に相談しながら、県民の負担とならないようしっかりと補償を求めてまいります。

続きまして、4 の新図書館の名称についてです。

昨年10月の総務委員会でも御報告をさせていただきましたが、新図書館等複合施設の愛称につきましては公募の結果オーテピアに決定し、県や高知市の広報紙などで周知を図っているところです。新図書館では、県立図書館と高知市民図書館の2つの組織が存在しますが、利用者の方々にとっては両図書館が一体的に利用できる図書館となります。このため、館内のサインや広報、電話対応などにつきましてはオーテピア高知図書館という名称を一般的な名称として使用していきたいと考えております。

なお、正式な名称や設置管理条例上は今までどおり高知県立図書館、高知市立市民図書館を用いることとなります。

3 ページをお願いします。

5 の知の拠点としての新図書館サービス検討委員会についてです。

昨年10月の総務委員会で御報告をしましたが、開館延長の期間をプラスに生かす観点から、昨年10月に検討委員会を立ち上げ、現在検討を進めているところです。

(1) の開催状況にありますとおり、これまでに検討委員会を2回と、関係の委員などがテーマ別に具体の検討を行う分科会を計6回開催しております。検討委員会では、先進

的な図書館の取り組みや新図書館で拡充する機能やサービス、取り組みなどを情報共有するとともに、各委員には図書館との連携した取り組みなどについてもイメージをしていただきました。また、分科会では、先進図書館の職員などに講演をしてもらい、図書館が役立ち、図書館を利活用することのメリットを専門機関の方々に感じていただくとともに、連携による新たな試みや取り組みなどについて可能性を広げながら検討を行っているところ です。

その中で出されました主な意見と今後の取り組みなどについてですが、図書館との具体的な連携について、例えばリクエストによる専門図書の購入やブックリストの作成など、新図書館の開館を待たずともできることにつきましてはすぐに取り組んでいこうということになりました。

次のページの課題解決の支援に向けた連携については、関係機関と図書館とが互いの強みを生かし、一つのチームとして事業者を支援する体制づくりが必要であるとの意見がございました。このため、司書が専門機関の主催するセミナーなどへ参加したり、ビジネスプラン作成のサポートチームに参画するなどし、専門的知識の習得とともに図書館サービスのPRなども行っているところです。

このほか、レファレンスの使い方などについて協議を行う中で、早い段階から司書が支援にかかわることの必要性を共有することができ、また今後のレファレンスに向け課題の整理とともに対策などについても検討を行っていくことにしております。

最後に、今後のスケジュールについてですが、当初の予定では検討委員会での取りまとめを7月ごろとしておりました。しかしながら、会議の場に加え、委員以外の関係機関や事業者、利用者などからも御意見などをお聞きし、より幅広く図書館へのニーズを酌み取りながら検討を深めていきたいと考え、11月ごろをめどに取り組んでいきたいと考えております。また、並行しながら作業を進めております新図書館サービス計画にも検討結果を反映させていきたいと考えております。分科会につきましては、第3回の検討委員会までに適宜開催しますが、関係機関とは引き続き、すぐにできることに加え、新たな試みや取り組みなどについても可能性を広げながら今後も検討を行っていききたいと考えております。

私からの説明は以上です。

◎池脇委員長 質疑を行います。

レファレンスの対応について、早い段階から司書が支援にかかわることの必要性を共有することは、やはり大きな課題であったということだと思います。5つの法則でいう読者の時間を短縮させないことにつながる部分だと思うんですが、これからの図書館はレファレンスが非常に大事だと思います。だから、司書のレファレンス能力を向上させることはもちろん、それを的確に読者に提供できるかどうかということになるだろうかと思います。こ

ここでは2つの点を掲げているんですが、具体的にはどういう対応をされているのか、今、わかる範囲で結構です。

◎国則新図書館整備課長 3ページをごらんいただきたいと思いますが、分科会②のビジネス・農業・産業支援サービスの1月20日に行った第2回ですが、レファレンスへの対応と今後に向けた課題整理とございます。1回目の分科会を行ったときに、実際にこの分科会の委員から図書館にレファレンスを出していただいて、図書館はそれを受けて実際に調べることを通して、お互いにレファレンスのどんなところに問題がある、どうすればよりいいというところを具体的に行いました。そうすることによりまして、例えば資料を探す中で、例えば高知大学の先生がこういった本を書いていたよとかというところで、専門機関の方が自分のところで調べていたらなかなかたどり着けなかったものが、図書館と一緒にやることによりまして新たなことを発見できたというところがございます。検討もまだ始めたばかりですので、そういった事例とか、セミナーとかイベントとかいろんなところに図書館の司書が出向いていくことによりまして、図書館がこういったサービスをやっていることも知っていただきますとともに、専門の機関がこういったことをしているか、お互いに情報を共有することによって、より質の高いレファレンスの回答ができるように今後、仕組みもつくっていきたいと思っております。

◎池脇委員長 これはハウツーも大事ですが、本質的には司書の教養なんです。その関連事項に対してどれだけの書籍とかが出ているのか、しかもその書籍を一通りは目を通していかどうか、例えば目次ぐらいは一応頭に入れていかうことまで求められるわけです。これは広く全般は難しいと思うんですが、司書が、例えば歴史で言えば中世なら中世という部分をしっかり、みずから学習して、頭に入れて、同時にもっと肉づけをする、本の知識を貪欲に求めておく。それで専門と一般書と入門書と、その本の種類もきちんと頭の中で整理されていないといけない。でないと、入門書を本来は出してあげたらいいのに、専門書をそのまま出してしまったりするとだめになってしまう。単にそういう研修に出たから身につくというものではなくて、日常的な活動の中で一人一人の司書がそのことを積み重ねていくことが大事だということです。だから、もう今の開館前の段階から、常にそういうことを日常的に意識を持って研修して自分の専門性を高めていく努力を重ねていくことが大事だと思います。これは県立図書館の意識はもっと高いと思いますが、市民図書館は、どちらかというところそういう意識は弱いと思うんで、市民図書館の司書もそういう意識を持っていただくということで調整をしながら、工事がおくれた分、こうした部分を研さんでいる時間が与えられたということで、ぜひこのあたりは真剣勝負で取り組んでいただけるように対応をしていただきたいと思っております。

◎国則新図書館整備課長 まさしく委員長がおっしゃられるとおりでございます。そういったことができるよう今後も高知市と一緒に司書の専門性を高めていきたいと思っております。

ますし、先ほど予算のところの説明させていただきましたけれども、日本図書館協会とか国立国会図書館が主催するレファレンス関係の研修にも人なり行く回数をふやしたりして、そういったものに十分応えていけるように館内でも研修をやっておりますし、館外での研修も行うようにしております。県と高知市の職員が一緒になって合同の研修も行うようにしております。開館に向けて頑張ってまいりたいと思っております。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

次に、高知龍馬マラソン2016についてスポーツ健康教育課の説明を求めます。

◎葛目スポーツ健康教育課長 高知龍馬マラソン2016につきまして説明をさせていただきます。

スポーツ健康教育課の赤いインデックスをお開きいただきたいと思います。

まず、概要です。

2月14日9時にスタートしまして、6時間を制限時間にしてやっておる大会です。参加状況につきましては、8,176人が当日走られました。完走は85.4%でして、6,985人が完走されています。

4ページをまずお開きいただきたいと思います。横になっている表ですけれども、第1回大会の2013大会から順にエントリー者数等の変遷を書かせていただいております。第1回の3,813人のエントリーに対しまして、順次ふえておりまして、今大会9,534人のエントリーがあったと、その中42名が海外であった、なおかつ初めて47都道府県全部からエントリーがあったところです。

もとに戻っていただきたいと思います。

スタッフにつきましては、ボランティアを含む2,532名に携わっていただいております。

救急搬送につきましては、心肺停止の2名を含み10件です。

ちなみに、心肺停止で運ばれて入院された方、現在全て退院されております。

天候につきましては、9時のスタート時点で17度、湿度が94%、そして11時には20度を超える気象状況でした。

ちなみに、前年度大会では、スタート時が5.8度、13時の最高気温が14度でした。2014年の第2回大会では、スタート時が7.9度、最高が11.4度で、今回かなり厳しいレースだったということが言えると思います。

総括です。

今大会、1万人の参加を受け入れるべく規模を拡大して望みました。9,534人のエントリーがありました。1万人には届いておりませんが、参加者も順調に伸びているところから、広く認知をされてきていると感じているところではございます。

また、過去の大会と同様に、沿道からの途切れることのない温かい声援とボランティア

の方々のおもてなしがランナーからは大好評です。これはランナーからの声を聞くサイトもございますけれども、非常にそこをたたえる声が多くございます。早春のイベントとして定着することに手応えを感じつつあるところです。

レースにつきましては、男子では第1回大会の優勝者であります城武選手でした。女子につきましては、山田高校の女生徒がワンツーフイニッシュということで、高校女子駅伝に続く同校の頑張りが光ったと思われまます。

大会運営につきましては、全体的に大きな混乱もございませんでしたけれども、救護体制、またランナーや応援者の輸送、雨天時対策など幾つかの課題が見られたため、今後、検証を行って次回大会の充実につなげていきたいと思っています。

2ページをお開きください。

成果です。

1つ目のスポーツの振興の面からです。協賛とか応援、おもてなしなど大会を支える方が着実にふえております。ランナーとしてだけではなく、さまざまなスタイルでこの龍馬マラソンに参画していただいているところで、スポーツに対する興味関心が高まっているのかと考えております。主な実績で表に書いています。協賛企業、物品提供、応援の店といったところがふえておまして、特に協賛企業には非常にお世話になっておりますので、しっかり努めていきたいと思っています。

2番目のスポーツツーリズムの活性化です。初めて全都道府県からのエントリーがありましたし、海外からも参加しております。県外からの参加がふえることで、県民とスポーツによる交流がふえるということとスポーツツーリズムの活性化につながっておるところです。龍馬パスポートの利用もしていただいています。

大会へのエントリー状況、上位の十傑を書いております。2016大会の高知県が4,595人で、全部に占める割合が48.2%です。50%に届いていないというところで、ほかの大会を見てももう少し上がらなくちゃいけないと思っています。2番目が愛媛県の1,225人で12.8%、次いで大阪府、東京都というところで、都会からもどんどん入ってきています。

3番目の円滑な大会運営です。交通規制が毎年課題となっております。今回もスムーズな規制解除に向けて準備を行いました。当日は警察、警備、担当スタッフなどの連携によりまして、ランナーの収容とか物品の撤収など解除に向けて迅速に行われまして、今までになく、交通規制解除予定時刻におくれることなく解除になりました。一般の市民に迷惑をかけることが少なくなったところです。第1回大会は予定時刻より20分を超えて解除しましたので、非常に苦情が多かったんですけども、業者に頑張ってもらっているところと警察、警備の方の力も非常に発揮されています。

3ページをお開きください。

課題です。

4つあります。1つ目です。救護体制の強化です。救急搬送がございまして、2件で一瞬心肺停止ということで、これは新聞紙上にも載ってございましたけれども、たまたま助かったかなというところが非常に強くございます。この実行委員会でも今考えられるべく準備、救護体制を立てたところですが、今後、ランナーを見つける手段、そしてドクター等と呼ぶ手段、そしてランナーを安全に運搬できる方法をしっかり検証し、次の大会につなげてまいります。3月17日に警察との検討会を皮切りに、消防、また日赤、救急体制の別の会を持つところでして、検証も含めてやっていきたいと思っております。

2番目です。ランナーや応援者の輸送の充実です。今回初めてパーク・アンド・ライド方式を導入しました。陸上競技場の東側にあります競馬場、西側はJAの研修所と県立若草養護学校をパーク・アンド・ライド方式でやりました。かなり活用されておりますけれども、やはりまだまだ運動公園の周辺では渋滞が見られるので、今回のパーク・アンド・ライドを検証して次回大会につなげていきたいと思っております。

3つ目です。雨天時への対応の強化です。前日が大雨でして、中央公園で前日の受け付けを行っておりますけれども、かなり受け付けに手間取ったというところと、イベントを縮小せざるを得ませんでした。やはり盛り上がりにはちょっと欠けたと思っております。雨対策をもっと考えていきたいと思っております。

最後です。1万人規模大会の実現です。1万人規模の大会の実現のためには、今回のゲストランナーでございました金哲彦さんがアドバイザー的に協力していただけたということですので、ランナーがぜひ参加してみたいと思う大会づくりに努めていきたいと思っております。次回大会は来年2月19日の開催を既に決定してございまして、早い段階で新しい工夫を盛り込んだ大会概要を公表していきたいと思っております。これにつきましては制限時間の緩和も含めまして検討に入りたいと思っております。

以上で説明を終わります。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 質問ではないですけど、ランナーから見ての龍馬マラソン、市民参加型のマラソンの魅力はやはり日本陸連の公認コースということじゃないかと思っております。一つだけ、要請ですが、龍馬マラソンの経済効果です。なかなか困難な部分もあるかもわかりませんが、去年、愛媛マラソンに9,900名が参加されて、地元のいよぎんの研究センターの試算で4億円強と出ていました。そういったことが検討できるんだったら、県民に対して観客も含めてこうだったということをしたら、また1万人へつながっていくと思います。コメントがあればどうぞ。

◎葛目スポーツ健康教育課長 経済効果につきまして、大きな大会になっておりますので、しかるべき機関に相談して、しっかり来年度は示していきたいと思っております。



◎中根委員 随分楽しみにこのマラソン大会、以前も応援に行くとかボランティアで参加するんだという意見がありました。終わった後に走った人の姿を見ていて、来年は私も参加をするという人もおりました。やはりいろんな皆さんの思いがあって、いい意味でのスポーツのマラソン大会になっているんだろうと思います。

ただ一方で、心肺停止の方が出たとか、蘇生されたんでよかったけれども、そういう気温に左右され、私なんかは人間が42.195キロも何で走るんだろうと思うようなことに挑戦をされる、そういう苛酷なスポーツでもあるので、その体制をいかに事故なくつくるかという点では、参加人数に余りこだわらないで安全体制をどうつくるかが本当に大事と思うんです。課題もきちんと網羅されてきょう御報告受けましたけれど、警察も含め、ボランティアの皆さんのオーケーの部分だけではなくて課題のところをしっかりと見ていく必要があるんじゃないか。1点だけ、コースの中でわあっと皆さんがだんごになって、まだ余りばらつきがなく走っている時点で、道いっぱいにあふれてしまってちょっと危険じゃないか、そんな意見もお聞きしましたので、いろんな方面から検討していただきたいと思いますが。

◎葛目スポーツ健康教育課長 まず、危機管理の面では一番が救護体制の確立です。これをしっかりやりたいと思います。委員が言われましたように8,000人を超える人が走りましたけれども、やはり道がかなりこんでおるというところで、何かありましたら緊急車両がなかなか行きにくいので、それを含めて先ほど申しました警察との検討会を皮切りにやっていきたいと、次回大会にしっかり確立をさせていきたいと思っております。

◎梶原委員 3年、4年、今後を目指していくのに、例えば高等学校とか中学校の生徒も、せつかくの県民挙げての大会なので、おもてなしの観点とか、参加することによって得られるものがあると思うので、山田高校の陸上部の活躍もありましたし、現時点で高等学校の、例えば陸上部の生徒なんかボランティア的にどうかかわりを持っているのか、それと今後、陸上部に限らず、中学生とか小学生は難しいと思いますし、参加という意味では42.195キロはなかなか難しいと思うんですけれど、運営に少しでもかかわったら得られるものがあるという気がしますが、その辺の今後の見通しなんかお考えになっていることがあればぜひお願いしたいと思います。

◎葛目スポーツ健康教育課長 おっしゃられるとおり、中高生につきましては陸上部を中心に非常に頑張ってくれております。苛酷なところもやっておりますし、特に荷物の輸送の担当は陸上部がやってくれまして、その中でアイデアを出しながらランナーに喜んでいただけるおもてなしの心を含んだ運営力を発揮しております。また、陸上以外につきましても、今後、無理のいかない範囲で声をかけさせていただきたいと思っておりますし、大学生につきましても協力もいただいております。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

以上で教育委員会を終わります。

暫時休憩します。再開は午後3時40分といたします。

(休憩 15時23分～15時39分)

◎池脇委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

《警察本部》

◎池脇委員長 次に、警察本部について行います。

最初に、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は会計課長等に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎上野警察本部長 それでは、警察本部提出の予算議案2件及び条例議案4件の計6件について御説明させていただきます。

最初に、第1号平成28年度高知県一般会計予算について御説明します。

警察本部説明資料の最初にあります横長の色つきの資料、平成28年度当初予算施策体系をごらんいただければと思います。

予算編成に当たりましては、県民の期待と信頼に応える強く優しい警察を確立し、県民が安全・安心を実感できる高知県を県民とともに実現するため、平成28年の県警察運営指針を高知県の安全・安心を守る強く優しい警察と掲げ、7つの重点目標の達成に向け各種施策の推進を図ることを基本方針としました。

今回、人件費を除く物件費は約54億5,000万円で、前年と比較して約22億1,000万円、29%の減額となっています。これは南国署の庁舎整備の終了など施設整備費の減額が主な要因です。

それでは、お手元の資料①高知県議会定例会議案（当初予算）の5ページをお開きいただければと思います。

平成28年度の当初予算の見込み額ですが、5ページの右側上に14警察費がございます。この欄に記載のとおり、総額で218億4,228万2,000円、うち警察総務費が190億8,597万円、警察の活動費が27億5,631万2,000円です。主な事業としましては、特殊詐欺の被害防止対策事業、それから南海トラフ地震対策事業といったものです。

続いて、15ページをお開きいただければと存じます。

上から2つ目、警察情報システム通信料から一番下の防犯設備監視用機器賃借料の4件の債務負担行為をお願いしたいと思っております。

これが平成28年度予算ですが、次に23号の平成27年度の高知県一般会計補正予算について御説明をさせていただきます。

資料の③議会定例会議案補正予算の5ページを開いていただければと思います。

今議会でお願ひします補正予算の見込み額ですが、右側のやはり14警察費の補正額の欄に記載してありますとおり、5億9,511万円を減額するものです。これは、退職者が見込みを下回ったことによる退職手当の減、それから各事業の執行残などによる減額を求めるものです。

次に9ページですが、繰越明許費の補正を書いています。繰越明許費補正は、これも14の警察費の欄に記載していますが、3億57万1,000円、この内訳は、生活安全対策費が2億2,445万6,000円、それから交通安全施設整備費が7,611万5,000円です。

以上の一般会計予算及び補正予算の事業内容の詳細につきましては後ほど会計課長に説明をさせます。

続きまして、第48号の議案である高知県情報公開条例等の一部を改正する条例議案の中の警察職員の給与に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

資料の⑤高知県議会定例会議案の（条例その他）の27ページの真ん中より少し下に第9条とございますが、この部分です。

本議案は、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、同法からの引用規定の整理をしようとするものです。詳細については後ほど警務部長に説明させます。

続きまして、第51号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案の中の警察職員の給与に関する条例の一部改正、それから警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

62ページになりますが、最後のほう、第10条がございます。第10条から、64ページの第11条までが該当部分です。こちらは、地方公務員法の一部改正に伴いまして、同法からの引用規定の整理等をしようとするものです。こちらも後ほど警務部長に詳細を説明させます。

それから、第58号高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する条例議案の中にあります高知県暴力団排除条例の一部改正について御説明をします。

82ページの最後ですけれども第4条がございます。こちらは、学校教育法等の一部を改正する法律の施行において、同法に規定する学校の種別が改正されることに伴いまして、現行の高知県暴力団排除条例の必要な改正をしようとするものです。詳細については後ほど組織犯罪対策参事官から説明をさせます。

最後に、第78号の議案です。高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明差し上げます。

154ページになります。これは、本議案は警察法の施行令で規定されております地方警察官の定員が一部改正されることに伴いまして、本県警察官の定員を改めようとするもの

です。こちらも詳細については後ほど警務部長から説明させます。

私からは以上です。

◎池脇委員長 次に、会計課長の説明を求めます。

◎濱田警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料②平成28年2月高知県議会定例会議案説明書当初予算に基づきまして、順次項目を追いながら主要な事業や多額の経費を要するものなどを重点に御説明します。

659ページ、公安委員会予算総括表をお開きください。

平成28年度当初予算見込み額は218億4,228万2,000円で、前年度比21億4,944万7,000円、9%の減額です。

性質別内訳では、人件費が163億8,834万8,000円で、6,183万4,000円、0.4%の増、物件費は54億5,393万4,000円で、22億1,128万1,000円、28.8%の減です。

それでは、項目に従いまして御説明させていただきます。

まず、歳入予算からです。

660ページをお開きください。

款7分担金及び負担金は、高知市へ派遣している職員3名分の給料などの負担金で、前年度と同額の1,980万円です。

次の款8使用料及び手数料は8億6,008万1,000円で、1,389万4,000円、1.6%の減額で、これは運転免許証更新予定者や自動車運転免許停止処分短縮講習受講者の減少を見込んだものです。

662ページをお開きください。

款9国庫支出金は4億4,885万1,000円で、3億7,603万1,000円、45.6%の減額で、要因は南国署建設事業の終了に伴うものです。

款10財産収入は1億3,368万9,000円で、1,157万1,000円、9.5%の増額です。これは、利活用する見込みのない元駐在所跡地などの土地売却収入の増を見込んだものです。

663ページをごらんください。

款14諸収入は1億4,879万6,000円で、4,035万3,000円、21.3%の減額です。これは、放置駐車違反金収入の減少傾向を見込んだことや、前年度限定的な収入であった佐川署大崎駐在所の移転補償費の終了などが主な要因です。

664ページをお開きください。

ここからは歳出予算について御説明します。

最初に、項1警察総務費、目1公安委員会費です。予算見込み額は7億1,975万7,000円で、右の説明欄に記載のとおり、1公安委員会運営費から次の665ページの3安全運転講習費まで3つの細目事業がその内訳になっています。

1公安委員会運営費の予算見込み額は2,397万3,000円で、その内容は公安委員会委員、

警察署協議会委員及び留置施設視察委員の報酬や射撃技能等講習の委託などに要する経費です。

次に、2自動車運転免許費の4億3,388万9,000円と3安全運転講習費の2億6,189万5,000円は、運転免許証の取得、更新及び安全運転管理者の講習などに要する経費です。

なお、自動車運転免許費の上から2つ目、システム修正委託料は、平成29年3月施行予定の道路交通法改正に伴い、高齢運転者対策の推進を図る臨時認知機能検査制度の導入及び準中型自動車免許の新設などに対応する総合運転者管理システムなどの改修に要する経費です。

666ページ、目2警察本部費をごらんください。予算見込み額は171億9,791万8,000円で、前年度比1億2,180万4,000円の減です。これは、庁舎清掃委託、エレベーター保守点検委託、ごみ収集処分委託などの施設維持管理経費を目3施設整備費に組み替えたことが主な要因です。

右説明欄1人件費は163億8,834万8,000円で、6,183万4,000円の増額です。増額の主な要因は、初任給を中心とした若年層の給料月額の上上げや警察官の増員に伴うものです。

次の2一般運営費は、警察業務を運営していくための義務的経費です。予算見込み額は7億1,005万1,000円で、1億8,591万円の減額です。これは、清掃等委託料などを組み替えたことによるものです。

下から4つ目の電算処理システム修正等委託料3,401万9,000円は、サーバーの更新や法改正に伴う各種システムの修正などに要する経費です。

667ページの上から5つ目の事務費6億5,841万9,000円は、非常勤職員や臨時職員に要する経費、駐在所家族報償費、パソコン、サーバーなどの機器リース料などです。

事務費の下、3職員被服費の5,909万6,000円は、警察官の制服などに要する経費であり、4職員福利厚生費の4,042万3,000円は、職員の定期健康診断や深夜勤務者の特殊健診などに要する経費です。

次に、目3施設整備費をごらんください。予算見込み額は11億6,829万5,000円で、前年度比16億9,461万5,000円、59.2%の大幅な減額になりますが、これは高知署の移転用地購入のほか、南国署や土佐署、いの警察庁舎整備の終了等によるものです。

説明欄1警察署再編整備費は4,213万1,000円です。

新規事業の香美警察署の建てかえについて御説明させていただきます。現在の香美警察署は、昭和41年建築の非耐震の建物で、老朽化が著しいことなどから、警察署再編による南国警察署、香美警察署を庁舎として、現庁舎敷地内の駐車場の位置に木造2階建ての庁舎を新築する計画です。平成28年度は、その設計及び工損事前調査委託を行うこととしています。建設等工事のスケジュールは、平成29年度からの2カ年で新庁舎建設及び旧庁舎

等解体並びに駐車場整備工事を行う予定です。

2 庁舎等整備費は 9 億 847 万 9,000 円で、その内訳は 667 から 668 ページに記載していません。事業内容は、高知署建設事業として庁舎新築実施設計委託料、現庁舎の解体設計委託料、工損事前調査委託料など合わせて 9,958 万 2,000 円のほか、高知署上町交番、鏡駐在所及び安芸署和食駐在所の新築工事や、女性警察職員の執務環境改善のため交番等の警察施設 7 カ所への女性宿直室などの整備を行うものなどです。また、平成 29 年度に建設を予定する高知署下知交番の設計委託料なども含まれております。このうち安芸署和食駐在所新築工事や窪川署女性宿直室改修など 4 事業については、平成 27 年度に予算計上していましたが、競争入札への参加者がいないなど、年度内の完成が見込めないことから、今回の 2 月補正予算で減額を行い、平成 28 年度事業として改めて予算計上をお願いするものです。

668 ページ中ほどの 3 施設維持管理費は 2 億 1,768 万 5,000 円で、前年度までの警察施設の維持修繕に要する経費に加え、目 2 警察本部費から庁舎の清掃等委託料などを組み替えたことにより金額が増加しています。

続きまして、項 2 警察活動費、目 1 活動費をごらんください。予算見込み額は 16 億 552 万 4,000 円で、3 億 7,962 万 2,000 円、19.1%の減額となっています。この要因は、警察施設の耐震改修等事業費の減少などによるものです。

669 ページの節区分欄、上から 2 つ目の (8) 報償費 2,645 万 5,000 円の中には、捜査用報償費、捜査費が総額で前年度と同額の 1,500 万円含まれております。この金額は、各執行所属からの要求状況や執行実績などを勘案して見積もりました。

1 つ目の細目事業 1 一般行政費は 2 億 4,045 万 2,000 円で、67 万 7,000 円、0.3%の増額です。主な事業は、669 ページの説明欄に記載のとおり、被留置者の処遇費、犯罪被害者に対する支援費、警察電話の維持費及び職員の採用や教養などに要する経費です。

次の細目 2 警察装備費は 3 億 3,035 万 8,000 円で、7,117 万 5,000 円、17.7%の減額です。平成 28 年度は 2 艇の警備艇いずれも定期検査や中間検査の年次でないことが減額の主な要因であり、予算の内容は、警察用航空機、車両、警備艇の維持管理などに要する経費です。説明欄の下から 4 つ目に記載の車両購入費 1,804 万円は、無線警ら車、白バイ、小型警ら車、交通管制作業車各 1 台など、全て減耗更新に要する経費です。

670 ページをお開きください。

3 生活安全対策費は 5 億 4,261 万 9,000 円で、3 億 8,581 万 3,000 円、41.6%の減額です。減額の主な要因は、平成 27 年度に 3 警察署で実施した非常用電源設備等改修工事が終了したことによるものです。この細目の主な内容は、特殊詐欺被害防止対策、街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金、少年非行対策に加え、航空隊基地移転整備の最終年度や装備資機材、備蓄品の整備などです。

まず、特殊詐欺被害防止対策について御説明します。

県内における特殊詐欺の被害は減少はしているものの現在も予兆電話が毎日のようにかかってきているなど、依然厳しい状況に変わりはありません。このため、事件検挙とともに広報啓発活動を引き続き強化するため、平成27年度に110台購入した録音機能つき電話撃退装置を100台追加購入するものです。さらに、特殊詐欺の手口を県民にわかりやすく知ってもらうため、おれおれ詐欺、架空請求詐欺、融資保証詐欺、還付金詐欺などあらゆる手口を紹介する広報用DVDを作成し、老人クラブや公民館での集会、高齢者の防犯教室において見てもらうなど、警戒意識、防犯意識を繰り返し啓発していくこととしています。

次に、街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金についてです。

平成23年度に制度を創設以来、平成26年度までに49台の設置に補助金を交付しており、本年度も現時点で16台の設置に補助金を交付する予定であるなど、事業内容が浸透し、自治体等からの要望が増加している状況です。平成28年度は、これらの要望や県内全域への設置普及を見込み、30台分に相当する補助金975万円をお願いしています。

下の端の生活安全活動費の中には、知事部局、教育委員会と連携して高知家の子ども見守りプランの推進に継続して取り組むため、前年度と同様、夏休み期間中にテレビスポットCMを行うことや、学校と地域、警察の緊密な連携を図るかけ橋としての役割を担い、いじめなどの問題行動の防止活動に従事するスクールサポーターの非常勤職員報酬のほか、南海トラフ地震対策の装備資機材、備蓄品の整備などが含まれています。

このうち新規に整備をお願いするエアボートの導入について御説明します。

整備費用は1,464万円です。現在、県警察が保有する救助用ボートはゴム製、アルミ製、FRP製など94艇ですが、高知市などの浸水エリアでは、瓦れきの浮遊する中、多数の被災者救助が想定されることから、水中の障害物の影響を受けることなく高速走行が可能なエアボートを整備する計画です。これを導入することにより、浸水域における迅速な被災者の救出救助や長期浸水エリア内の治安維持など効果が発揮できるものと考えています。

次の細目4 犯罪捜査費は2億3,741万7,000円で、2,237万5,000円、10.4%の増額です。

671ページの説明欄上から3つ目の犯罪取締費2億1,715万9,000円の中には、重要事件捜査支援システム賃借料について、前年度は6年リース契約の初年度3カ月分であったものが、来年度は平準化による12カ月分5,425万2,000円や、取り調べ録音録画の制度化に向けた録音録画装置の整備5カ年計画初年度3式分の経費560万円などが含まれており、増額の主な要因です。

細目事業最後の5 交通警察費は2億5,467万8,000円で、5,431万4,000円、27.1%の増額です。これは、2つ目に記載している中学、高校生を対象とした自転車交通安全教育とし

てスタントマンによる模擬交通事故の実演教室を6回分に増額した交通安全啓発事業委託料や、下から3つ目の5年ごとに全国一斉で実施されます交通事故統計原票の改正に伴う交通事故情報管理システムの改修に要する経費が増額の主な要因です。

説明欄の下の端、交通指導取締費1億1,393万1,000円は、高齢者交通安全対策事業として出前式交通安全教育などを実施する高齢者交通安全アドバイザーの非常勤職員報酬、各種システムの賃借料などに要する経費です。

次に、目2交通安全施設整備費について御説明します。予算額は11億5,078万8,000円で、前年度比7,251万5,000円、5.9%の減額です。

右説明欄1交通安全施設整備費は6億7,839万7,000円で、8,888万6,000円、11.6%の減額です。

672ページをお開きください。

主な事業は、交通管制システムの更新、交通信号機の新設を3カ所、老朽化した信号制御機の更新を77カ所予定しているほか、災害時の避難路、緊急輸送道路の機能確保対策として非常用電源の設置を25カ所、老朽化したコンクリート柱の更新を41本、その他、高齢者交通安全対策事業として音声誘導つき押しボタン信号機の設置などです。

次の2交通安全施設維持管理費4億7,239万1,000円は、交通信号機などの保守委託や道路標識、標示の補修工事に要する経費であり、最後に記載しています維持管理費2億6,148万1,000円には交通信号機の電気料、専用回線料などが含まれています。

続きまして、債務負担行為について御説明します。

資料の674ページをお開きください。

表に記載の4つの事業について債務負担行為をお願いするものです。

まず1つ目の警察情報システム通信料は、南海トラフ地震発災時などの警察情報システムの障害に備えるバックアップ機能を確立するため、警察本部から一部のサーバーを耐災性の高い警察施設に分散設置し、その回線容量を増強する経費です。

次の機動隊施設整備事業費は、南国市大埞にあります機動隊の庁舎新築事業が警察庁予算に計上され、本年度実施設計が完了、平成28年度から2カ年で現庁舎の解体及び庁舎新築工事が全額国費で行われることに伴い、南海トラフ地震対応のため装備資機材及び備蓄品のさらなる増強整備や、国の整備では車庫が不足することなどを考慮し、国の建設スケジュールにあわせて隣接する県有地に車庫棟を整備しようとするものです。

次の交通管制システム電源装置賃借料は、警察本部に設置しています交通管制システムに電源を安定供給する無停電電源装置を10年リースにより更新するものです。

最後の防災設備監視用機器賃借料は、警察本部庁舎内の火災やガス漏れを感知し、警報などを一元的に管理する防災設備システムのうち、老朽化の著しい防災監視盤、防災表示装置モニターなどを7年リースにより更新するものです。



続きまして、資料④平成28年2月高知県議会定例会議案説明書補正予算に基づき御説明します。

375ページをお開きください。

今回の補正予算見込み額は、公安委員会補正予算総括表に記載のとおり、総額で5億9,511万円の減額補正です。

まず、歳入予算から御説明します。

376ページをお開きください。

款8使用料及び手数料、款9国庫支出金及び款10財産収入、いずれも講習受講者や国の補助金の交付決定額の減など、当初の歳入見込みを下回ったことによる減額です。

続きまして、歳出予算について御説明します。

378ページから380ページになります。

減額となったものは、射撃技能等講習の受講者数が見込みを下回ったことによる講習委託料の減、退職者が見込みを下回ったことによる退職手当の減、補助金の交付決定額が見込みを下回ったことによる事業費の減、競争入札による契約差金などのほか、当初予算のところで説明しましたとおり県単独事業の安芸署和食駐在所新築工事費など4つの事業約1億5,300万円について競争入札への参加者がいないなど年度内の完成が困難なことによるものです。

増額となったものは、379ページ、1人件費の一般職給与費ですが、これは今議会の開会日に可決いただきました職員の給与条例の改正を反映させて計上したことによるもの及び人員の増、職員の新陳代謝、年金制度変更に伴う共済費負担率の変更などによるものです。

次に、繰越明許費補正を御説明します。資料は382ページになります。

今回お願いしています繰越明許費補正は2つの事業です。

生活安全対策費は、南海トラフ地震対策として県危機管理部の防災ヘリと一体的に整備しております航空隊基地移転整備事業費について、建築主体工事のくい工法の変更が必要となり全体工程がおくれたこと、また交通安全施設整備費については、土佐国道事務所が発注する共同溝事業において入札不調が発生し、発注方法の見直しを行うなど、大幅なおくれが生じたため、警察庁補助事業として実施する交通信号機の移設工事などに着手できなかったことから繰り越しをお願いするものです。

以上で予算説明書に基づく説明を終わらせていただきます。

◎池脇委員長 続いて、警務部長の説明を求めます。

◎澤田警務部長 最初に、第48号議案高知県情報公開条例等の一部を改正する条例議案中にあります警察職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

資料⑤平成28年2月高知県議会定例会議案条例その他の27ページ及び資料⑥平成28年2

月高知県議会定例会議案説明書条例その他79ページから82ページをごらんください。

今回の改正は、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、警察職員の給与に関する条例において規定している行政不服審査法の法律番号や同法から引用している条項のずれを整理しようとするものです。

具体的には、資料⑥の80ページをごらんください。下線の引いてある場所が具体的な改正内容となっております。

なお、施行日につきましては、全部改正されました行政不服審査法の施行日に合わせて平成28年4月1日としております。

次に、第51号議案職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案中にあります警察職員の給与に関する条例の一部改正及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正の内容について御説明申し上げます。

資料⑤議案条例その他の62ページから64ページ、資料⑥議案説明書条例その他の154ページから160ページをごらんください。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴いまして、警察職員の給与に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例について同法の引用規定の整理等を行うとするものです。

改正内容につきましては、総務部等からの説明と同様の内容になりますので、主要な改正点2点について簡単に説明させていただきます。

1点目は、職階制に関する規定の削除への対応です。具体的には、資料⑥の154ページをお開きください。下線の部分になりますが、今回の法改正による人事評価制度の導入等にあわせ職階制が廃止されましたので、条例から職階制に関する規定を削除するものです。

2点目は、等級別基準職務表の条例化への対応です。こちらにつきましては、資料⑥の158ページをごらんください。警察官給料表級別職務分類表を記載しております。今回の法改正にあわせて、本県のように既に給与条例で級別職務分類表等を定めている団体においては、何々に相当する職務などの表現を用いている場合にあってはこれを削除するなど所要の規定整理を使用するものです。

なお、施行日につきましては、地方公務員法の一部改正法の施行日であります平成28年4月1日としております。

最後に、第78号議案高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案の内容について御説明申し上げます。

資料⑥議案説明書条例その他の421ページにあります新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、警察職員の定員の改正を行うものです。平成28年度における全国の地方警察官994人の増員を盛り込んだ政府予算案が平成27年12月24日閣議決定され、同日本県

に8人を配分する旨の内示を受けたところです。この内示を受けたことを踏まえ、新旧対照表記載のとおり、条例第10条第1項の表中の警察官定員に8人を加えますとともに、警察法施行令に定められている階級別定員基準に従いましてそれぞれの階級別定員を改めようとするものです。

なお、施行日につきましては、警察法施行令の改正を待って、規則で定める日から施行することとしております。

私からの説明は以上です。

◎池脇委員長 続いて、組織犯罪対策参事官の説明を求めます。

◎清藤組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官 私から、第58号議案高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例などの一部を改正する条例議案中にあります高知県暴力団排除条例の一部改正の内容について御説明申し上げます。

資料⑥平成28年2月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の6ページ及び219ページをごらんください。

高知県暴力団排除条例では、第17条に、青少年に対する教育等のための措置などとして、県は、学校において、その生徒または学生が暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとするとして規定しております。このたび学校教育法が一部改正され、同法第4条に義務教育学校が加えられたことから、本条例に規定する学校に中学校に相当する義務教育学校の後期課程を新たに追加するものです。

なお、施行日につきましては平成28年4月1日としております。

私からの説明は以上です。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 会計課長に2つほどお伺いします。

1つは、最後の説明で財産売却収入で、利活用のない土地1億3,230万円は場所とか土地の面積はどんなでしょうか。

◎濱田警務部参事官兼会計課長 場所別で御説明させていただきますと、安芸署の現在の和食駐在所の敷地、香南警察署の署長宿舍と次長宿舍の敷地、それから中村署の古津賀の職員宿舍の敷地、以上4点です。

◎上田（周）委員 それから、施設整備のところ、今交番とか駐在所、何年か前から計画的に進めていますね。御説明の中で、平成29年度に下知交番を建築するに当たって、28年度は設計委託等という御説明がありましたが、下知の場合、長期浸水区域に入っています。結構地盤がやわらかくて、40メートルか50メートル行かないと岩盤に当たらないという話なんかも聞いています。そういう中で、建物の構造的な部分をちょっと説明いただきたいです。

◎濱田警務部参事官兼会計課長 平成28年度の下知交番の関係の予算見積額は2,299万5,000円です。その内訳は、設計委託が496万4,000円、地質調査委託が1,143万1,000円、工損事前調査の委託が660万円を見積もっています。建物の構造ですけれども、鉄筋コンクリートづくりの2階建てを計画しております。地盤の関係ですけれども、地質調査を来年やる予定でして、その結果を踏まえて設計委託に取りかかる計画をしております。

◎上田(周)委員 RC2階ということですが、1階はげたを履かすようになるんですか。

◎濱田警務部参事官兼会計課長 現在の計画では、日ごろの交番活動の使い勝手、あるいは地域住民の来訪者の使い勝手等を考慮しまして、げたを履かす予定はしていません。

◎上田(周)委員 じゃあ1階で来署対応すると。

◎濱田警務部参事官兼会計課長 そうです。

◎上田(周)委員 新しくなって県民から見て安全・安心の面で本当にありがたいと思いますが、地域の住民から見て、防犯とか防災面で、例えば民間のマンションとかありますけれど、避難対策の面で、例えば有事のときに屋上へ地域の方が避難するとかいうところは可能なんですか。

◎濱田警務部参事官兼会計課長 交番のフロア面積は勤務人員等から考慮しまして70平米程度になるかと考えています。70平米ですと、1人1平米としても70平米になって、屋上に行くとともに狭まるわけですが、先ほど委員がおっしゃられるように長期浸水区域の地域ですのでかえって孤立してしまうようなこともありましようし、交番勤務の警察官は基本的には地域住民を避難誘導させながら、最終的には本署へ行ったり、高台へ行ったりという形で警察官も避難しますので、地域住民がそこへ来られて孤立するようなイメージも持っているわけです。

◎田中委員 以前、この総務委員会か、決算のときだったかもしれませんが、西内副委員長から歩車分離式の信号機の件でお話があったと思うんですが、日に日に高知市内を中心に箇所数がふえてきていると思うんですが、これは今後とも全県的に広まっていくのか教えていただけますか。

◎刈谷交通部長 委員も御存じだと思いますが、歩車分離については、横断歩行者のより安全な通行を確保するために、横断歩行者と右折、左折の車を交錯させない機能を持った信号制御方式です。この歩車分離化の進捗状況ですが、本年度末で全部で82の交差点が整備される予定です。この整備率については、1,500ちょっとの交差点がございますので、整備率は5.4%となっています。これは全国的には4.1%ですので、高知県の場合は若干全国平均よりも整備率が上になっております。

今後の整備計画ですが、平成25年の統計では全国で設置前後の6カ月間ではかってみますと歩車分離信号で事故が約4割減少すると、一定の効果があります。ま

た、歩車分離信号についてはバリアフリー法に基づき整備を促進する信号ですけれども、その一方で、歩車分離信号機では交差点の信号周期が長くなる、その結果、主たる道路の路線全体の車両の流れが悪くなるという側面もございますし、それから通常の信号表示と勘違いする、それから高齢者、子供が車両用の信号機の車用の信号の青を見て横断したり、ドライバーが逆に歩行者用信号の青色灯火を見て発進するといったケースが懸念されるという問題点もございます。将来的に、効果もございますので、整備を促進すべき信号ですけれども、歩行者と右左折車両の事故が発生する危険性のある交差点や通学児童の多くある交差点、あるいは付近にお年寄りなんか利用される公共施設や福祉施設の有無など十分検討しながら、かつ全体の交通量の流れ等を考慮しながら整備を進めていく予定にしております。

◎田中委員 先ほどの御説明でも、一定推進をされていくということですが、懸念される一つが、ドライバーが歩行者用の信号を見て発進したりという光景も私も実際ドライバーの一人として見ますので、今さまざまな形で、例えば高齢者交通安全教室であったり、老人クラブ等へ出向いての講座等々もやられていると思うんですけれども、そういったところで機会を捉えられて県民の皆様には啓発を図っていただきたいと思います。今のそういった講習等の実施状況はどのような状況でしょうか。

◎刈谷交通部長 委員御指摘のように、見間違いは現実にあっておりますので、信号機の見間違いを防止する観点から、設置前に地域住民を初め、学校関係者とか障害者団体への事前説明やチラシの配布をやっています。それから、設置箇所や新しく設置する場合には、今どこに設置しておるとか、今度ここに設置するということは県警のホームページに掲載しております。今後とも、歩車分離信号は整備を促進しなければいけないので、この信号への理解を得るためにいろんな機会を捉えた形で広報啓発、周知を図っていきたくと考えております。

◎梶原委員 先ほど会計課長から香美庁舎の説明いただいたんですが、先日、新しい南国署もできて、これからいよいよ再編計画における新しい管内でいかれるんですけれど、香南のほうで、現在地元との協議とか浸水の土地の問題であるとかいろいろありますよね。現状どうなっているか御説明いただけますか。

◎濱田警務部参事官兼会計課長 香南警察署につきましては、浸水区域ということで、移転を前提に候補地の調査を進めておる状況です。

◎梶原委員 候補地の選定ということですが、地元の行政とかいろんなところと協議は前向きに進んでいるという認識で構わないですか。

◎濱田警務部参事官兼会計課長 協議は進めておりますけれども、現在、なかなか適地が見つかっていない状況です。

◎上田（周）委員 3月5日に念願であった高知西バイパスが開通しまして、当日は土佐

署いの庁舎ですか、白バイ隊とかパトカーが先導して華やかに開通式をやりました。県議会へ行くのも随分時間が短縮されて、相当便利になったと思います。交通部長にお聞きしたいのは、南環状から高知向いて入ったときに、波川へ行く分、それからの市街地へ行く分、それから高知方面へ行く分、逆に下りのランプが来ています。そこらあたりの全体含めて、例えば県外の方なんかがおいでたときに戸惑う部分もあるんじゃないかと思って、そういった交通安全の面で警察として配慮をお聞かせください。

◎刈谷交通部長 土曜日に開通して、最初の月曜日から今週はちょっと交通の流れを見ております。そうすると、結構日高方面、あるいは高岡方面から車が来るんですけども、結構分散して流れておりますので、旧の枝川街道へ行く車両、あるいはバイパスに乗る車両はきれいに分散しておりますので、上りの分については比較的順調に進んでおります。逆に、委員の言うように高知から来る車がやはり分散しておるということで、特にバイパスをおりた鎌田のところの高岡分岐のところがつい右カーブになっておりますけれど、あそこらあたりでちょっと渋滞が生じておる、それと枝川街道が通ってきて仁淀川橋のたもとから国道194号線に行く右折の車両が渋滞するという状況で、上りは順調に進んでおりますけれども、下りについてはそういった面がございます。

なお、今は開通したばかりで高岡とか西のほうからの通勤とかの方がどの道を通ったらいいか選択しておりますので、状況を見ながら、あるいは4月になって新しい通勤通学の方がふえると思いますが、長い目で見て、それに基づいて信号の制御、あるいは案内の表示板とかを道路管理者にお願いするように考えております。

なお、高岡分岐については国道33号線から右折する大型車両と、鎌田のほうから左折するカーブがついですから、ここらあたりは道路管理者と今後協議を詰めて道路改良といったことも考えていかざるを得んと考えております。

◎上田（周）委員 連日地元のいの署がパトカーで警らしてくれていますので、そういうことを含めて、交通安全の面でよろしくお願いします。

◎池脇委員長 ほかにありませんか。

（な し）

◎池脇委員長 質疑を終わります。

以上で警察本部を終わります。

お諮りします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については来週14日に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎池脇委員長 それでは、以後の日程については14日月曜日の午前10時から行いますので、よろしく申し上げます。

本日の委員会はこれで閉会します。

(16時34分閉会)